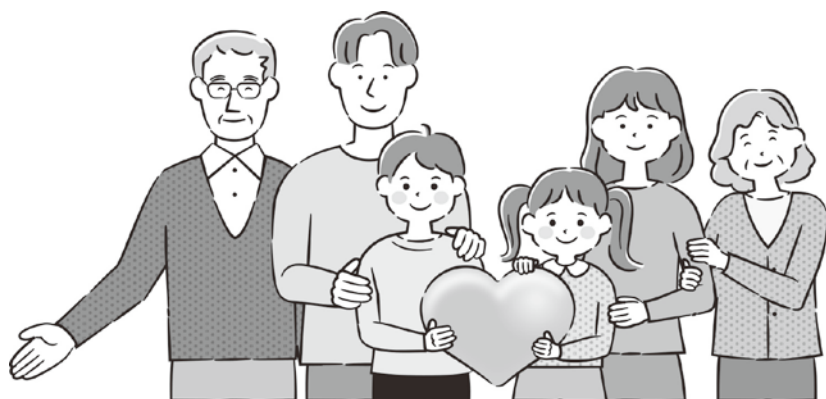


しょう ふく し 障がい福祉のしおり



令和 8 年 7 月

とめ し ふく し じ む しょ
登米市福祉事務所

しょう そうだんまどぐち
障がいについての相談窓口

1

てちょう
1. 手帳

2

いりようひ
2. 医療費

4

て あて ねんきん かしつけ
3. 手当・年金・貸付

11

ほ そう ぐ にちじょうせいかつよう ぐ
4. 補装具・日常生活用具

18

しょう ふく し
5. 障がい福祉サービス

22

ち いきせいかつ し えん じ ぎょう
6. 地域生活支援事業

25

ぜい げんめん
7. 税の減免など

28

こうつう
8. 交通

32

こうきょうりようきんとう けいげん
9. 公共料金等の軽減

37

しゅうろう し えん
10. 就労支援

39

ざいたくしょう しゃ ふく し
11. 在宅障がい者のための福祉

42

しょう り かい けいはつ
12. 障がい理解・啓発

51

しょう ふく し かんけい き かん
13. 障がい福祉関係機関

54



◀ ホームページ
QRコード

障がい程度別該当事業一覧

分野	制度	ページ	所得制限	自己負担	対象	身体障害者手帳						療育手帳		精神手帳			難病	備考
						1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	1級	2級	3級		
医療費	自立支援医療(更生医療)18歳以上	4		△	者	△	△	△	△	△	△							
	自立支援医療(育成医療)	4		△	児	△	△	△	△	△	△							
	自立支援医療(精神通院)	6		△	児 者									△	△	△		
	障害者医療費助成	6	有	△	児 者	○	○	△				○	△	○				特児手当該当児童も対象 償還払い
	特定疾病療養制度	7	有	△	児 者	△	△	△	△									
	後期高齢者医療(65歳以上)	8		△	者	○	○	○	△			○		○	○			
	指定難病医療費助成制度	9		△	児 者												○	
	小児慢性特定疾病医療費助成制度	10		△	児													対象疾患あり
手当・年金・貸付	障害児福祉手当(20歳未満)	11	有		児	△	△					△		△			△	
	特別障害者手当(20歳以上)	11	有		者	△	△					△		△			△	
	特別児童扶養手当(20歳未満)	12	有		者	○	△	△				○	△					
	児童扶養手当(18歳未満)	12	有		者													障がい児は20歳未満
	障害者扶養共済制度(任意)	13			児 者	○	○	○				○	○	△	△	△		加入は保護者、対象は児、者
	障害基礎年金(国民年金)	13			者	△	△	△				△	△	△	△	△		
	障害厚生年金	14			者	△	△	△				△	△	△	△	△		
	生活安定資金の貸付	15			者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	生活福祉資金の貸付	15			者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	介護料の支給(自動車事故による)	16	有		児 者	△	△							△				自動車事故による後遺障がい
	補装具費の支給	18	有	△	児 者	△	△	△	△	△	△						△	
	日常生活用具の給付・貸与	18	有	△	児 者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
地域生活支援事業	重度身体障害者(児)住宅改修費給付	21	有	△	児 者	△	△	△										介護保険認定者・未就学児は対象外
	障がい福祉サービス	22		△	児 者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	移動支援事業	25		△	児 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	日中一時支援事業	25		△	児 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	訪問入浴サービス	25		△	児 者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	寝たきり状態であること
税の減免など	手話通訳者・要約筆記者の派遣	26			児 者	○	○	○	○		○						△	聴覚障がい等
	所得税・住民税の障害者控除	28			児 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自動車税及び軽自動車税の減免	29			児 者	△	△	△	△	△	△	○		○				
	相続税の障害者控除	31			児 者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	少額預金の利子等の非課税	31			者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	個人事業税の非課税	31			者	△	△	△	△	△	△							視覚障がい
交通費等	障害者自動車燃料費助成	32	有		児 者	○	○	△				○		○	○			世帯全員が非課税であること
	福祉タクシー利用助成	33	有		児 者	○	○	△				○		○	○			世帯全員が非課税であること
	タクシー・ハイヤー運賃の割引	33			児 者	○	○	○	○	○	○	○	○					
	市民バスの運賃の免除	34		○	児 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	有料高速道路の割引	35			児 者	○	△	△	△	△	△	○						
	鉄道・航空・船舶運賃の割引	36		○	児 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	駐車禁止除外指定車標章の交付	36			児 者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
公共料金等減免	NHK放送受信料の減免	38	有		児 者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	郵便料金の割引	38		○	児 者	○	○	△	△		△	○						
	NTT番号案内の料金減免	39			児 者	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○		視覚障がい、肢体不自由
	携帯電話基本使用料等の割引	39			児 者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		携帯会社各社により異なる
在宅障がい者支援	透析患者の通院交通費助成	43			児 者	△	△	△	△									在宅の透析患者
	在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成	43			児 者	○		○										在宅の呼吸器機能障がい者
	難聴児補聴器購入助成事業	43	有	△	児													手帳該当にならない程度の難聴児
	身体障害者用自動車改造費補助事業	44	有	△	者	○	○	○										肢体不自由
	自動車運転免許取得費助成事業	44		△	児 者	○	○	○	○	○	○	○	○					
	介護用品支給事業	45	有		児 者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	非課税世帯 常時失禁状態
	外出支援サービス事業	46		○	児 者	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	在宅で歩行困難な方
	郵便等による不在者投票	46			者	○	○	△										

○印は概ね該当、△印は一部該当、空欄は非該当又は判断不可能 制度によっては個別等級を考慮します。
 ※各制度とも所得制限や基準がありますので、必ずしも該当するものではありません。目安としてご参照ください。
 ※介護保険適用者については、介護保険制度が優先となる場合もあります。

目 次

* 障がいについての相談窓口	1 ページ	身	知	精	難	児 者
1. 手帳						
* 身体障害者手帳	2 ページ	身	知	精	難	児 者
* 療育手帳	2 ページ	身	知	精	難	児 者
* 精神障害者保健福祉手帳	3 ページ	身	知	精	難	児 者
2. 医療費						
* 自立支援医療（更生医療）	4 ページ	身	知	精	難	児 者
* 自立支援医療（育成医療）	4 ページ	身	知	精	難	児 者
* 自立支援医療（精神通院）	6 ページ	身	知	精	難	児 者
* 障害者医療費助成	6 ページ	身	知	精	難	児 者
* 特定疾病療養制度	7 ページ	身	知	精	難	児 者
* 後期高齢者医療	8 ページ	身	知	精	難	児 者
* 指定難病医療相談	8 ページ	身	知	精	難	児 者
* 指定難病医療費助成制度	9 ページ	身	知	精	難	児 者
* 小児慢性特定疾病医療費助成制度	10 ページ	身	知	精	難	児 者
3. 手当・年金・貸付						
* 障害児福祉手当	11 ページ	身	知	精	難	児 者
* 特別障害者手当	11 ページ	身	知	精	難	児 者
* 特別児童扶養手当	12 ページ	身	知	精	難	児 者
* 児童扶養手当	12 ページ	身	知	精	難	児 者
* 障害者扶養共済制度（しょうがい共済）	13 ページ	身	知	精	難	児 者
* 障害基礎年金（国民年金）	13 ページ	身	知	精	難	児 者
* 障害厚生年金	14 ページ	身	知	精	難	児 者
* 生活安定資金の貸付	15 ページ	身	知	精	難	児 者
* 生活福祉資金の貸付	15 ページ	身	知	精	難	児 者
* 介護料の支給（自動車事故による）	16 ページ	身	知	精	難	児 者
4. 補装具・日常生活用具						
* 補装具費の支給	18 ページ	身	知	精	難	児 者
* 日常生活用具の給付・貸与	18 ページ	身	知	精	難	児 者
* 重度身体障害者（児）住宅改修費給付	21 ページ	身	知	精	難	児 者
5. 障がい福祉サービス						
22 ページ						
6. 地域生活支援事業						
* 移動支援	25 ページ	身	知	精	難	児 者
* 日中一時支援	25 ページ	身	知	精	難	児 者
* 訪問入浴サービス	25 ページ	身	知	精	難	児 者
* 意思疎通支援事業	26 ページ	身	知	精	難	児 者
* 知的障害者社会参加推進事業	27 ページ	身	知	精	難	児 者
7. 税の減免など						
* 所得税（住民税）の障害者控除（所得控除）	28 ページ	身	知	精	難	児 者
* 自動車税及び軽自動車税の減免	29 ページ	身	知	精	難	児 者
* 相続税の障害者控除（税額控除）	31 ページ	身	知	精	難	児 者

* 少額預金の利子等の非課税	31ページ	身	知	精	難	児	者
* 個人事業税の非課税	31ページ	身	知	精	難	児	者
8. 交通							
* 障害者自動車燃料費助成事業	32ページ	身	知	精	難	児	者
* 福祉タクシー利用助成	33ページ	身	知	精	難	児	者
* タクシー・ハイヤー運賃の割引	33ページ	身	知	精	難	児	者
* 市民バスの運賃の免除	34ページ	身	知	精	難	児	者
* 有料高速道路の割引	35ページ	身	知	精	難	児	者
* JR運賃の割引	36ページ	身	知	精	難	児	者
* 地下鉄・国内航空・船舶運賃の割引	36ページ	身	知	精	難	児	者
* 駐車禁止区域の緩和（駐車禁止除外指定車）	36ページ	身	知	精	難	児	者
9. 公共料金等の軽減							
* NHK放送受信料の減免	38ページ	身	知	精	難	児	者
* 郵便料金の割引	38ページ	身	知	精	難	児	者
* NTT番号案内の料金減免	39ページ	身	知	精	難	児	者
* 携帯電話基本使用料等の割引	39ページ	身	知	精	難	児	者
10. 就労支援							
* 障がい者しごと相談・支援	40ページ	身	知	精	難	児	者
* 障害福祉サービス訓練等給付	40ページ						
* 知的障害者職親制度	40ページ	身	知	精	難	児	者
* 国立県営宮城障害者職業能力開発校	41ページ	身	知	精	難	児	者
* 障害者地域活動支援センター	42ページ	身	知	精	難	児	者
11. 在宅障がい者のための福祉							
* 透析患者の通院交通費助成	43ページ	身	知	精	難	児	者
* 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成	43ページ	身	知	精	難	児	者
* 難聴児補聴器購入助成事業	43ページ	身	知	精	難	児	者
* 身体障害者用自動車改造費補助事業	44ページ	身	知	精	難	児	者
* 自動車運転免許取得費助成事業	44ページ	身	知	精	難	児	者
* 介護用品支給事業	45ページ	身	知	精	難	児	者
* 外出支援サービス事業	46ページ	身	知	精	難	児	者
* 郵便等による不在者投票	46ページ	身	知	精	難	児	者
* 広報とめ・社協だより（声版）	47ページ	身	知	精	難	児	者
* みやぎ県政だより（点字版、音声版）	47ページ	身	知	精	難	児	者
* 点字図書・録音図書	47ページ	身	知	精	難	児	者
* 障害者パソコン利用支援	48ページ	身	知	精	難	児	者
* 日常生活自立支援事業（愛称：まもりーぶ）	48ページ	身	知	精	難	児	者
* 虐待防止センター	49ページ	身	知	精	難	児	者
12. 障がい理解・啓発							
13. 障がい福祉関係機関							

※「障がい」の表記について

法律用語、制度、団体名などの固有名詞については、漢字表記を用いています。

市では、地域の障がいのある方またはその介護者、障がいのあるお子さんの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っています。

1 対象者

- * 身体障がいのある方
- * 知的障がいのある方
- * 精神障がいのある方
- * 難病、高次脳機能障害、発達障害等の障がいのある方

2 相談内容

- ① 各種障害者手帳について
- ② 障がい福祉サービスについて（各種在宅サービス、施設入所、グループホーム等）
- ③ 補装具や日常生活用具の給付について
- ④ 各種医療・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）について
- ⑤ その他日常生活において困っていること等

3 相談窓口

- * 福祉事務所 生活福祉課 障がい福祉係（☎0220-58-5552）
- * 各総合支所 市民課市民係（P 53 参照）
- * 各障がい者相談支援事業所（下記参照）

相談支援事業所では、上記の相談に応じ、自立した日常生活または社会生活を送ることができるように支援します。相談支援の利用は無料ですので、お気軽にご相談ください。

社会福祉法人 恵泉会 恵泉会地域生活支援センター



- 【住所】 登米市中田町上沼字大柳 117-2
（登米市役所中田庁舎徒歩 10 分）
- 【電話】 0220-21-1011
- 【FAX】 0220-21-1012

医療法人財団 大浦会 地域生活支援センター ポレポレ



- 【住所】 登米市石越町南郷字小谷地前 1-1
（JR 東北本線石越駅徒歩 3 分）
- 【電話】 0228-35-5055
- 【FAX】 0228-35-5066

身体障害者福祉法をはじめ、障がいに関するいろいろな制度の適用を受けるためには、身体障害者手帳を所持していなければなりません。一定以上の永続する障がいのある方に交付されます。手帳が交付される障がいの程度は、重い方から順に1級から6級までです。

1 対象者

＊視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢機能・下肢機能・体幹機能）、内部障がい（心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝臓機能・免疫機能）に障がいのある方

2 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②診断書（決められた用紙に身障法（身体障害者福祉法）15条指定医が記入したもの）
- ③写真2枚（たて4cm×よこ3cm）
- ④マイナンバーカードなどの個人番号が確認できる書類

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■本人名による申請ですが、15歳未満の児童の場合は保護者が申請することになります。

■申請書、診断書の用紙は、各総合支所市民課市民係にあります。

■障がい程度の変更、障がいの追加、紛失、破損などによる再交付申請もできます。

また、本人の死亡、住所・氏名が変更になった場合は届出が必要です。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

療育手帳は、知的障がいのある方やその保護者が、相談やいろいろな制度を利用しやすいように交付するものです。障がいの程度に応じて、「A」「B」の区分があります。手帳の交付を受けると、在宅サービス、社会参加、就労などの様々な制度が利用しやすくなります。また、手帳には再判定があり、年齢・程度により2年から10年に一度更新の手続きが必要です。

1 対象者

＊知的な発達の遅れにより、日常生活に支障があるために何らかの支援を必要とする方

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②写真2枚（たて4cm×よこ3cm） ③印鑑
- ④マイナンバーカードなどの個人番号が確認できる書類
- ⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はその写し

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

- 18歳未満の児童の場合は保護者が申請することになります。
 - 紛失、破損などによる再交付申請もできます。また、本人の死亡、本人や保護者等の住所・氏名が変更となった等の場合は届出が必要です。
- ◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

3 精神障害者保健福祉手帳

身 知 精 難

児 者

精神障がい者の方の社会復帰・社会参加の促進を目的として精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障がいの程度により1級から3級まであります。手帳の有効期間は交付日から2年間となっており、2年ごとに更新の手続きが必要です。

1 対象者

*精神障がいを有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制限のある方（ただし、知的障がい者の方は含まれません）

2 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
- ③医師の診断書（初診日から6ヵ月以上経過した時点のもの）
もしくは、障害年金（精神障がいによるものに限る）を受給している方は、次のいずれかの書類の写しでも可
 - ・年金証書及び直近の年金支払通知書などの基礎年金番号が確認できるもの
 - ・特別障害給付金受給資格者証または直近の国庫金振込通知書
- ④障害年金に係る照会同意書（障害年金による申請時のみ。各総合支所にあります）
- ⑤手帳の写し（更新の方のみ）
- ⑥マイナンバーカードなどの個人番号が確認できる書類

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

- 申請書、診断書等の用紙は各総合支所市民課市民係または精神科医療機関等にあります。
 - 障がい程度の変更、紛失、破損などによる再交付申請もできます。
- また、本人の死亡、住所・氏名が変更になった場合は届出が必要です。
- ◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

自立支援医療（更生医療）

身 知 精 難

児 者

更生医療とは、18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、日常生活能力等の回復・改善を目的に障がいの程度を軽くしたり、除去したり、障がいの進行を防ぐために必要な医療（手術）に給付される医療制度です。給付を受けると、自己負担額が原則1割負担となり、世帯の課税状況に応じて1か月の自己負担上限額が設定されます。なお、更生医療による治療は指定自立支援医療機関で受けること、また事前申請が条件となります。

1 対象者

*18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②専門医の意見書 ③身体障害者手帳 ④受給者の年金証書等の写し
⑤人工透析の場合は「特定疾病療養受給者証」の写し
⑥マイナンバーカードなどの個人番号が確認できる書類 ⑦保険情報書類の写し

※「保険情報書類」とは、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルの「資格情報」を印刷したものなどのいずれかです。

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

《更生医療の対象となる医療の例》

- * 肢体不自由…動かなくなった関節を再び動かせるようにする手術または義肢の適合具合を良くする手術など
- * 目（視覚）…角膜混濁による視力の低下を防ぐ手術など
- * 耳（聴覚）…外耳の変形や狭窄、閉鎖に対する形成手術など
- * 心臓…心房中隔欠損症や僧帽弁狭窄、ペースメーカーに対する手術など
- * じん臓…慢性腎不全患者に対する血液透析療法やじん臓移植術など
- * 肝臓…肝臓移植手術や移植後の抗免疫療法など
- * 小腸…小腸切除等によって行われる中心静脈栄養法
- * 免疫…抗HIV療法、免疫調節療法など

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

自立支援医療（育成医療）

身 知 精 難

児 者

育成医療とは、身体に障がいのある児童（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患が有るものを含む）で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して、生活能力を得る為に必要な医療の給付を行うものです。給付を受けると、利用者負担が過大なものにならないよう、収入に応じて1か月当たりの負担上限額が設定されます。なお、育成医療になる治療は指定自立支援医療機関で受けること、また事前申請が条件となります。

1 対象者

- *身体上の障がいを持つ児童
- *当該障がい・疾患に係る医療を行わないことによって将来障がいを残すと認められる児童

《支給対象障がい》

肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸、小腸または肝臓の機能障がい、先天性の内臓機能障がい（手術により将来、生活能力を維持できるものに限る）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいによるもの。

2 申請に必要なもの

- ①申請書
- ②意見書
- ③世帯調書
- ④マイナンバーカードなどの個人番号が確認できる書類
- ⑤保険情報書類の写し

※「保険情報書類」とは、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルの「資格情報」を印刷したものなどのいずれかです。

3 給付内容

- ①診療
- ②薬剤または治療材料
- ③医学的処置、手術及びその他治療並びに施術
- ④居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
- ⑤病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑥移送（医療保険で給付を受けられないもの）
- ⑦治療用装具（医療保険適用のもの。詳細は **4** をご参照ください。）

4 治療用装具費について

①要件

育成医療の支給認定時に装具による治療について承認を受け、認定期間内に補装具を購入した場合、治療用装具費を支給します。なお、治療用装具費とは、育成医療の治療経過中に必要と認められる医療保険適用のものであり、運動療法に要する器具は認められません。

②申請書類

- ・自立支援医療（育成医療）治療用装具費請求書
- ・治療用装具費の購入に要した費用の受領書
- ・加入健康保険の保険者が発行する療養費支給決定通知書
- ・育成医療受給者証・自己負担上限月額管理票の写し
- ・受給者本人の振込先金融機関口座通帳の写し

5 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

自立支援医療（精神通院）

身 知 精 難

児 者

精神障がい者が通院によって精神疾患の治療を受けている場合に、医療費の自己負担を軽減する制度です。適用を受けると、各種健康保険の種類に関わらず、自己負担が1割となり、世帯の課税状況に応じて、1か月の自己負担上限額が設定されます。

1 対象者

※統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその他の依存症、精神病質、てんかん、その他の精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②専門医の診断書
- ③市町村民税等調査同意書または課税・非課税証明書
- ④マイナンバーカードなどの個人番号が確認できる書類
- ⑤保険情報書類の写し

※「保険情報書類」とは、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルの「資格情報」を印刷したものなどのいずれかです。

※新規申請の場合は、③専門医の診断書の代わりに「精神保健福祉手帳（診断書添付で認定を受けたもの）の写し」で申請ができます。
ただし、手帳の有効期限内の申請に限ります。

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 自立支援医療（精神通院）の有効期間

有効期間は1年間となっており、1年ごとに更新の手続きが必要です。
なお、医師の診断書の提出は2年に一度になります。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

2 障害者医療費助成

身 知 精 難

児 者

一定の障がいのある方が必要な医療を安心して受けられるよう、病院などで支払う自己負担額を助成します。助成を受けたい方は、あらかじめ各総合支所市民課の窓口で申請手続きをし、障害者医療費助成受給資格者証の交付を受けてください。なお、所得によっては適用とならない場合があります。

1 対象者

- ※身体障害者手帳1、2級及び内部障がい3級の方
- ※療育手帳Aの方（職親に委託されている方はBの方も該当）
- ※精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ※特別児童扶養手当1級の方
- ※手帳の等級変更、有効期限の更新をしたときは、必ず受給資格内容変更届出を提出してください。

2 申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特別児童扶養手当の証書
- ②口座番号を確認できるもの
- ③保険情報書類の写し

※「保険情報書類」とは、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルの「資格情報」を印刷したものなどのいずれかです。

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 医療機関を受診し助成を受けるには

「障害者医療費助成受給資格者証」「医療費助成申請書」「マイナ保険証または資格確認書」を病院窓口に出し、保険適用後の自己負担分を全額いったん支払います。助成申請書は、病院、薬局ごと診療した月に1枚ずつ必要となり、入院・外来・歯科は別々に出してください。申請より概ね3ヵ月後に指定の口座に支払われます。

◇詳しくは市民生活部国保年金課（P53）までお問い合わせください。

3 特定疾病療養制度

身 知 精 難 児 者

疾病の中には、非常に高額な治療を長期間（ほとんど一生の間）にわたって継続しなければならず、医療費負担が高額になる場合があります。このような場合に下記の疾病の対象となる方は、加入保険や年齢に関わらず「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関の窓口で提示することにより、毎月の自己負担上限額が10,000円（70歳未満の人工透析患者のうち上位所得者は20,000円）までとなります。

1 対象者

- *人工透析を実施している慢性腎不全
- *先天性血液凝固因子障がいの一部（いわゆる血友病）
- *抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V感染を含む）

2 申請に必要なもの

- ①申請書（医師の証明が必要です）
- ②保険情報書類の写し

※「保険情報書類」とは、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルの「資格情報」を印刷したものなどのいずれかです。

3 申請窓口

- *登米市の国民健康保険に加入されている方
→各総合支所 市民課 市民係
- *社会保険に加入されている方
→各保険の事業所または加入保険窓口
- *後期高齢者医療に該当されている方
→各総合支所 市民課 市民係

- 同じ月に複数の医療機関を受診した場合は、医療機関ごとに自己負担上限額を負担することになります。
 - 加入保険の変更があった場合は、変更先の健康保険の窓口で手続きが必要になります。
 - 腎移植者は対象になりません。
- ◇詳しくは市民生活部国保年金課（P53）までお問い合わせください。

4 後期高齢者医療

身 知 精 難

児 者

高齢者の方が病院にかかるときの医療制度です。制度の運営は県内全ての市町村が加入する「宮城県後期高齢者医療広域連合」が行い、保険料は原則年金から天引きされます。病院で支払う一部負担金の額は医療費の1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）となります。

1 対象者

- * 75歳以上の方
→誕生日から被保険者となり、加入手続は不要です。
- * 65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方で加入を希望する方
→広域連合に申請し加入を認められた日から被保険者となります。

2 一定の障がいのある方とは

- * 国民年金の障害基礎年金、障害厚生（共済）年金1・2級の受給者
- * 身体障害者手帳1級～3級所持者、4級の音声・言語障がい及び下肢障がいの著しい方（ただし、4級下肢障がいの場合、程度により該当にならない場合もあります）
- * 療育手帳A所持者
- * 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者

3 一定の障がいのある方が加入する場合の申請書類

- ①障害認定申請書
- ②障害者手帳（身体・療育・精神）又は障害年金の証書

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

◇詳しくは市民生活部国保年金課（P53）までお問い合わせください。

5 指定難病医療相談

身 知 精 難

児 者

指定難病患者・家族等からの電話、ファックス、メール等により、難病医療コーディネーター（難病診療カウンセラー）がご相談に応じます。

1 対象者

指定難病の患者、家族及び支援関係者

2 相談窓口

東北大学病院難病医療連携センター

☎022-717-7992（祝日を除いた毎週月曜から金曜日の午前8時30分から午後5時
※土・日・祝日・年末年始を除く）

FAX：022-717-8886

メール：nanbyourenkei@grp.tohoku.ac.jp

ファックスとメールについては24時間いつでも受付しています。
後日、センターより返事が受けられますので連絡先をお知らせください。

6 指定難病医療費助成制度

身 知 精 難 児 者

難治性の疾患のうち難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）が対象とする指定難病は、患者医療費の負担軽減のため保険による診療の自己負担額に相当する額のうち、患者の一部自己負担を除き公費で負担されます。

対象となる指定難病は、これまでの特定疾患治療研究事業の348疾病です（令和8年4月現在）
具体的な指定難病については宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課のホームページに掲載されています。宮城県石巻保健所登米支所（P54）にお問い合わせください。

（宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課

HP:<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/tokutei-top01.html>）



◀ホームページ
QRコード

1 申請に必要なもの

- ①申請書 ②世帯調書 ③臨床調査個人票（主治医が記入）
④保険情報書類の写し ⑤患者世帯の住民票謄本（マイナンバー及び続柄が記載されているもの） ⑥市・県民税（非）課税証明書 など

保険種別		保険情報書類の写し	市・県民税 (非)課税証明書
患者が国民健康保険に加入の場合 (退職国保、国民健康保険組合含む)		国保に加入している 世帯員分	国保に加入している 世帯員分
患者が後期高齢医療保険に加入の場合		後期高齢に加入して いる世帯員分	後期高齢に加入して いる世帯員分
患者が社会保険に 加入の場合（全国 健保、共済組合、 健康保険組合）	患者が被保険者	患者本人の分	患者本人の分
	患者が被扶養者	被保険者と患者の分	被保険者と患者の分

*「保険情報書類」とは、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルの「資格情報」を印刷したものなどのいずれかです。

*保険種別ごとに必要な書類が異なるため、必要書類の詳細については、宮城県石巻保健所登米支所に確認してください。

また、お持ちの方は下記の書類

☐生活保護受給証

☐特定疾病療養受療証（人工透析を行っている方）

2 申請窓口

宮城県石巻保健所登米支所疾病対策班

◇詳しくは上記の申請窓口（☎0220-22-6119）までお問い合わせください。

小児の慢性疾病のうち対象の疾病について医療費の自己負担分を一部助成する制度です。

1 対象児童

＊18歳未満の方

（18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳到達まで）

2 対象疾患

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

3 申請に必要なもの

①申請書 ②世帯調書 ③医療意見書兼療育指導連絡票
④保険情報書類の写し ⑤患者世帯の住民票謄本（マイナンバー及び続柄が記載されているもの） ⑥市・県民税（非）課税証明書 など

保険種別		保険情報書類の写し	市・県民税（非）課税証明書
患者が国民健康保険に加入の場合（退職国保、国民健康保険組合含む）		国保に加入している世帯員分	国保に加入している世帯員分
患者が社会保険に加入の場合（全国健保、共済組合、健康保険組合）	患者が被保険者	患者本人の分	患者本人の分
	患者が被扶養者	被保険者と患者の分	被保険者と患者の分（16歳未満の患者除く）

＊「保険情報書類」とは、「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルの「資格情報」を印刷したものなどのいずれかです。

＊保険種別ごとに必要な書類が異なるため、必要書類の詳細については、宮城県石巻保健所登米支所に確認してください。

また、お持ちの方は下記の書類

☐生活保護受給証

☐特定疾病療養受領証（血友病又は人工透析を行っている方）

4 申請窓口

宮城県石巻保健所登米支所疾病対策班

◇詳しくは上記の申請窓口（☎0220-22-6119）までお問い合わせください。

1 障害児福祉手当

身 知 精 難

児 者

在宅の20歳未満で、日常生活において常時介護を要する身体または精神に重度の障がい有する方が受給できます。

1 対象児童

* 概ね身体障害者手帳1級（一部2級を含む）、療育手帳A（一部Bを含む）の方

2 申請に必要なもの

- ①所定の診断書 ②申請書 ③本人名義の預金通帳
④所得を証明するものなど ⑤手帳をお持ちの方はその写し

3 手当の額（令和8年4月現在）

月額16,560円（支給月は2月、5月、8月、11月）

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

2 特別障害者手当

身 知 精 難

児 者

在宅の20歳以上で、日常生活において常時特別な介護を要する身体または精神に最重度の障がい有する方で、政令で定められた障がい程度に該当し、かつその障がい重複する方が受給できます。

1 対象者

1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下の方
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上の方
3	両上肢の機能に著しい障がい有する方または両上肢のすべての指を欠く方もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がい有する方
4	両下肢の機能に著しい障がい有する方または両下肢を足関節以上で欠く方
5	体幹の機能の障がいにより座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がい有する方
6	前号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の方
7	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の方

2 申請に必要なもの

- ①所定の診断書 ②申請書 ③本人名義の預金通帳
④年金証書などの所得を証明するもの ⑤手帳をお持ちの方はその写し

3 手当の額（令和8年4月現在）

月額30,450円（支給月は2月、5月、8月、11月）

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■施設入所中の方、病院に3か月以上続けて入院している方、本人などの所得が限度額以上ある場合は受給できません。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

3 特別児童扶養手当

身 知 精 難

児 者

身体または精神等に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または児童を養育している方に支給されます。ただし、請求者及び扶養義務者の所得制限があります。

1 対象児童

身体障害者手帳1～3級相当、療育手帳AまたはB相当

申請時に診断書等により医師が判断します。

2 申請に必要なもの

①所定の診断書 ②身体障害者手帳または療育手帳（所持されている方）

③戸籍謄本 ④請求者名義の預金通帳 ⑤その他必要と認める書類

3 手当の額（令和8年4月現在）

1級：月額58,450円、2級：月額38,930円（支給月は4月、8月、11月）

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■毎年8月12日から9月11日までの間に所得状況届を提出する必要があります。

◇詳しくは福祉事務所子育て支援課（P53）までお問い合わせください。

4 児童扶養手当

身 知 精 難

児 者

18歳以下（一定の障がいを持つ子どもは20歳未満）の対象児童を監護・養育している方に支給されます。ただし、受給資格者または扶養義務者の所得により手当の一部または全部が支給停止となる場合があります。また、受給資格者や対象児童が公的年金等を受け取ることができる場合は、その月額相当額が手当から差し引かれます。

1 対象児童

* 父母が婚姻を解消した児童

* 父又は母が死亡、もしくは父又は母の生死が明らかでない児童

* 父又は母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童

* 父又は母に引き続き1年以上遺棄されているか、父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童

* 母が婚姻によらないで懐胎した児童

* 父又は母がDVにより保護命令を受けた児童

★児童扶養手当を受けられない場合

* 手当を受けようとする方または対象児童が日本国内に住所を有しないとき

* 離婚した父又は母と生計を同じくしているとき

* 父もしくは母の配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係にあるものを含む）に養育されているとき

* 対象児童が里親に委託されたり、施設に入所しているとき

2 申請に必要なもの

- ①請求者名義の預金通帳 ②その他必要と認める書類

3 手当の額（令和8年4月現在）

月額1人目：48,050円（※全部支給の場合）、2人目以降は11,350円加算（支給月は1月、3月、5月、7月、9月、11月）

※手当額は受給者の所得に応じて10円単位で算定されます（48,040円～11,340円）

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出する必要があります。

◇詳しくは福祉事務所子育て支援課（P53）までお問い合わせください。

5 障害者扶養共済制度（しょうがい共済）

身 知 精 難

児 者

障がい者の保護者が、死亡または重度障がい状態になったとき、障がい者に年金を給付し、生活の安定を図る制度です。扶養者が加入者となり毎月所定の掛金を支払います。

1 加入資格

次のいずれかに該当する方の保護者で、特別な疾病や障がいのない65歳未満の方

*療育手帳A・B所持者

*身体障害者手帳1～3級所持者

*精神障害者（一定以上の症状を有する方）など

2 申請に必要なもの

- ①所定の申請書 ②身体障害者手帳または療育手帳、障がいの程度を証明する書類
③印鑑 ④加入者と障がい者の住民票

3 掛金

加入者の加入時の年齢により1口月額9,300円～23,300円。加入は2口まで、加入者の世帯の収入状況により減免を受けられる場合があります。

4 受給額

月額1口20,000円

5 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

6 障害基礎年金（国民年金）

身 知 精 難

児 者

国民年金加入期間中に初診日がある病気、けがで障がいの状態になった20歳以上65歳未満の方が、概ね次の要件に該当するときに支給されます。

1 支給要件

*初診日（その負傷や病気をはじめて医師にみてもらった日）に国民年金に加入していること

- * 初診日から1年6カ月を経過した日（障がい認定日）の障がいの程度が国民年金の障がい等級に該当すること
- * 初診日の前日時点で初診日の属する月の前々月までの国民年金加入期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あることまたは初診日の前日時点で初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納が無いこと

2 申請に必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書 ②年金請求書 ③ご本人の生年月日が明らかになる住民票などの書類（マイナンバーを記入することで添付不要となります）
- ④医師の診断書 ⑤受診状況等証明書 ⑥病歴・就労状況等申立書 ⑦本人名義の通帳

〈20歳前障がいの場合〉

所得証明書（マイナンバーを記入することで添付不要になります。）

〈18歳未満の子がいる場合〉

- ①戸籍謄本 ②世帯全員の住民票 ③子の収入が確認できる書類（マイナンバーを記入することで添付不要となります。）（義務教育終了前は不要）

3 年金額（令和8年4月現在）

- 1級 昭和31年4月2日以後生まれの方：年額1,059,125円＋子の加算額※
昭和31年4月1日以前生まれの方：年額1,056,125円＋子の加算額※
- 2級 昭和31年4月2日以後生まれの方：年額 847,300円＋子の加算額※
昭和31年4月1日以前生まれの方：年額 844,900円＋子の加算額※
- ※子の加算額 2人まで 1人につき243,800円
3人目以降 1人につき 81,300円

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■老齢基礎年金を繰り上げ受給していると該当になりません。

■20歳前に初診日がある病気・けがで障がいになった場合は20歳に達したときに、または20歳に達した後に障がいの状態にあれば支給されます。

■18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子または20歳未満で障がいのある子がいる方には加算があります。

◇詳しくは市民生活部国保年金課年金医療係（P53）までお問い合わせください。

7 障害厚生年金

身 知 精 難

児 者

厚生年金保険に加入されている人が、病気やけが等により一定の障がいの状態となったときに支給される年金です。障がい等級が1級と2級に該当になる方で65歳未満の配偶者がいる方は加給年金の対象となります。年金額については個々それぞれの加入期間によって異なります。また、障害厚生年金の給付の対象とならない場合は障害手当金を受給できる場合もあります。

1 対象者

- * 厚生年金保険に加入している期間中に初めて医師の診療を受けたときから、1年6カ月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障がいの状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障がいの状態となったとき

* ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること

■申請書類や支給額についてはそれぞれの申請者によって異なりますので、年金事務所へご確認ください。
 ◇詳しくはねんきんダイヤル（0570-05-1165）または古川年金事務所（P54）へお問い合わせください。共済年金については各共済組合へお問い合わせください。

8 生活安定資金の貸付

身 知 精 難 児 者

低所得世帯を対象に、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の資金の貸付で、貸付限度額は5万円（特別限度額7万円）です。

1 対象者

＊登米市内に引き続き1年以上居住する低所得世帯であって、資金の貸付により生活の安定が図れると認められる世帯

■借り入れに関する注意点

- ・登米市内に居住する連帯保証人1名が必要です。
- ・貸付金は無利子無担保です。
- ・貸付金の償還期限は、貸付を受けた日の翌々月から1年以内とし、月賦償還または一時償還となります。

■お住まいの地区の民生委員を通じ、社会福祉協議会各支所にご相談、お申し込みください。

◇詳しくは登米市社会福祉協議会（P55）までお問い合わせください。

9 生活福祉資金の貸付

身 知 精 難 児 者

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や、障がいがある方や高齢者が同居する世帯に対し資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的な自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

1 対象者

- ＊他から借り入れが困難な低所得世帯（概ね市町村民税非課税程度の世帯）
- ＊身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯
- ＊65歳以上の介護を必要とする高齢者と共に生活している世帯

2 生活福祉資金の種類および貸付限度

資金名	用途の例	貸付対象			貸付内容等 （貸付限度額、償還期間等）
		低所得	障がい者	高齢者	
福祉費	①生業（開業・事業拡張等）を営むために必要な経費	○	○	○	460万円以内、20年以内
	②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	○	技能を修得する期間、8年以内 ・6か月程度 130万円以内 ・1年程度 220万円以内 ・2年程度 400万円以内 ・3年程度 580万円以内
	③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	○	○	○	250万円以内、7年以内
	④福祉用具等の購入に必要な経費	○	○	○	170万円以内、8年以内
	⑤障がい者用自動車の購入に必要な経費	—	○	—	250万円以内、8年以内

資金名	使途の例	貸付対象			貸付内容等 (貸付限度額、償還期間等)
		低所得	障がい者	高齢者	
福祉費	⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○	○	○	513万6千円以内、10年以内
	⑦負傷または疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	○	療養期間による、5年以内 ・1年以内 170万円以内 ・1年を超えて1年6ヵ月以内で世帯の自立に必要なとき230万円以内
	⑧介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	○	介護サービスを受ける期間による、5年以内 ・1年以内 170万円以内 ・1年を超えて1年6ヵ月以内で世帯の自立に必要なとき230万円以内
	⑨災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	○	○	○	150万円以内、7年以内
	⑩冠婚葬祭に必要な経費	○	○	○	50万円以内、3年以内
	⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	○	○	○	50万円以内、3年以内
	⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費	○	○	○	50万円以内、3年以内
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用 ①医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要などとき ②給与等の盗難、紛失によって生活費が必要などとき ③火災等被災によって生活費が必要などとき ④その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	○	○	○	10万円以内、12ヶ月以内

■借り入れに関する注意点

- ・原則として、連帯保証人が必要となります。（ただし、「福祉費の就職、技能習得等の支度に必要な経費」で生計中心者が連帯借受人となる場合には、連帯保証人を必要としません。）

※連帯保証人を立てられない場合でも貸付を受けることができます。

- ・他の資金が借りられる場合は、そちらが優先となります。

例：母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫…など

- ・滞納すると残元金に延滞利子（年3%）がつきます。

■お住いの地区の民生委員を通じ、社会福祉協議会各支所にご相談、お申し込みください。

※生活困窮者自立支援制度の利用が要件になってます。

◇詳しくは登米市社会福祉協議会（P55）までお問い合わせください。

10 介護料の支給（自動車事故による）

身 知 精 難

児 者

自動車事故によって、「脳」「脊髄」「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障がいを持つため日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に支給されます。

1 対象者

①自賠責保険等において、後遺障害等級が次に認定されている方

区 分	受給資格	後遺障がい等級
平成14年4月1日以降の事故	I 種（常時要介護）	自賠法施行令別表第一「第1級1号」または「第1級2号」
	II 種（随時要介護）	自賠法施行令別表第一「第2級1号」または「第2級2号」
平成14年3月31日以前の事故	I 種（常時要介護）	改正前の自賠法施行令別表「第1級3号」または「第1級4号」
	II 種（随時要介護）	改正前の自賠法施行令別表「第2級3号」または「第2級4号」

②自賠責保険等において、後遺障害等級が認定されていない方

自損事故により自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）のうち、次の要件の全てを満たす方

- 1) 上記の①と同程度の障がいがあると認められた方
- 2) 事故後18か月以上が経過し症状が固定したと認められる方

2 認定申請書類

①介護料受給資格認定申請書 ②戸籍謄（抄）本 ③住民票 ④所得証明書

⑤誓約書 ⑥念書（本人以外の方が申請する場合）

* 後遺障害等級の認定のための書類

認定のある方	認定のない方
⑦自賠責保険等の後遺障害等級認定通知書 ⑧重度後遺障害診断書（特I種受給資格を希望の場合）	⑦交通事故証明書 ⑧事故時の診断書 ⑨重度後遺障害診断書

3 介護料の支給対象

①訪問看護等在宅介護サービス	ホームヘルプ、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ及び通所介護
②介護用品の購入等（修理を含む）	介護ベッド、介護用いす（車いす含む）、褥創予防用具、吸引器、特殊尿器、移動リフト及びスロープ（取り付け工事を伴わないもの）等
③消耗品の購入	紙オムツ、尿取りパット、導尿カテーテル、バルーンカテーテル、痰吸引用カテーテル、滅菌ガーゼ及び手袋（使い捨て用）等

4 短期入院（入所）費用の助成

年間45万円以内（年間45日以内）の範囲内で治療及び養護に要した費用に助成

* 入退院（所）時における患者移送費

* 室料差額負担金及び食事負担金に要する費用として自己負担した額（1日あたり1万円の上限内）

* 短期入院（入所）時におけるヘルパー等利用費

■入院や施設入所、他法による介護料に相当する給付を受けた場合、介護料は支給できません。

■所得制限があり、支給対象となる方の主たる生計維持者（家族で一番所得の多い方）に係る前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合はその年の9月から翌8月まで支給できません。

◇詳しくはNASVA独立行政法人自動車事故対策機構仙台主管支所（電話022-204-9902）までお問い合わせください。

補装具とは、身体の失われた部分や思うように動かすことのできないような障がいの部分を補い、日常生活や就労を容易にするために必要な用具をいいます。補装具費の支給を受けることができるのは、身体障害者手帳の交付を受けている方に限りますので、手帳の交付を受けていない方は、まず手帳の交付を受ける必要があります。ただし、介護保険対象者で、介護保険でサービス提供されるものは対象外です。

1 対象者

- * 身体障害者手帳の交付を受けている方
- * 難病の診断を受けている方

2 申請に必要なもの

- ① 支給申請書
- ② 身体障害者手帳または特定疾患医療受給者（難病の診断を確認できるもの）

※補装具の種類によっては、医師の意見書や宮城県リハビリステーション支援センターの判定が必要になりますので事前に相談してください。

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 補装具の種類

「肢体不自由」・・・義肢（義手・義足）、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置、車載用姿勢保持装置、起立保持具（障がい児のみ）、排便補助具（障がい児のみ）、重度障害者用意思伝達装置

「視覚障がい」・・・眼鏡、義眼、視覚障害者安全つえ

「聴覚障がい」・・・補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）

5 費用負担

本人または配偶者の課税状況により、用具基準額の1割を負担していただくことになっています。ただし、世帯の所得に応じた上限月額（1か月あたりの限度額）があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。用具の基準額を超えた分は自己負担となります。

※世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は公費負担の対象外です。

ただし、18歳未満の方については、この限りではありません。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

在宅の重度の身体障がい者（児）及び重度の知的障がい者（児）、精神障がい者が自立した生活を送れるよう便宜を図るため日常生活用具の給付または貸与（所得税非課税世帯に属する方のみ）を受けられる制度です。

1 対象者

- * 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- * 難病の診断を受けている方

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
または特定疾患医療受給者証等（難病の診断を確認できるもの）

※給付条件に当てはまらない場合は医師の要否意見書が必要です。

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 対象となる用具の種類

給付の範囲については用具の種類ごとに、障がい等級（個別等級）や程度により異なります。用具の種類ごとに耐用年数が定められており、同じ用具の給付を再度希望する場合は、耐用年数の期間経過後でなければ給付できません（ただし、修理不能等により給付が可能な場合もありますので詳細についてはご相談ください）。

種 目	対象の障がい	対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	18歳以上で障がい個別等級1・2級
	特殊マット	3歳以上18歳未満で障がい個別等級1・2級
	特殊尿器	18歳以上で障がい個別等級1級の方
	入浴担架	学齢児以上で常時介護が必要な方
	体位変換器	3歳以上で障がい個別等級1・2級
	移動用リフト	学齢児以上で障がい個別等級1・2級
	訓練用いす	3歳以上で障がい個別等級1・2級
	訓練用ベッド	3～18歳未満で障がい個別等級1・2級（テーブル付属のものが原則）
	エアーマット	学齢児以上18歳未満で障がい個別等級1・2級
		障がい個別等級1級で常時介護を要する方
自立生活支援用具	入浴補助用具	3歳以上
	便器	学齢児以上で障がい個別等級1・2級
	歩行補助つえ	18歳以上
	歩行支援用具（移動・移乗支援）	平衡機能または下肢若しくは体幹機能障がい 左記の障がいを有し、家庭内の移動等介助を必要とする方
	頭部保護帽	障害児：知的・精神障がい 18歳未満の障がい等級知的はAであっててんかん発作等により頻繁に転倒する人 障害者：平衡機能または下肢若しくは体幹機能・知的・精神障がい 18歳以上で身体（平行機能・下肢・体幹機能）手帳所持者、知的はてんかん発作等で転倒の危険がある方、精神は手帳もしくは自立支援医療受給者で、転倒の危険がある方。
	特殊便器	上肢障がい、知的障がい 学齢児以上で障がい個別等級1・2級、知的はA
	火災警報器	身体・知的・精神障がい ・身体は障がい個別等級1・2級 ・感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
	自動消火器	

種 目		対象の障がい	対 象 者
自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障がい	18歳以上で視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機		学齢児以上で障がい個別等級1・2級
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい	18歳以上で障がい個別等級1・2級で聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯
	視覚障害者用電子式歩行補助用具	視覚障がい	障がい個別等級1・2級
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい	3歳以上で障がい個別等級3級以上
	吸入器(ネブライザー)	呼吸機能障がい等	学齢以上で障がい個別等級3級以上または同程度と認められる方
	電気式たん吸引器		
	酸素ボンベ運搬車	身体障がい	医療保険における在宅酸素療法を行っている方
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい	学齢児以上で障がい個別等級1・2級で、視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯(体重計は18歳以上)
	盲人用体重計		
排泄支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障がい 心臓機能障がい	医療保険における在宅酸素療法を行っている方や人工呼吸器を常時必要とする方
	ストーマ用装具(消化器系)	直腸機能障がい	人工肛門造設者
	ストーマ用装具(尿路系)	ぼうこう機能障がい	人工ぼうこう造設者
	紙おむつ等(洗腸用具や衛生用品)	身体障がい	・脳原性運動機能障害により意思表示困難者 ・高度の排便・排尿機能障がいの方
情報支援用具	収尿器	身体障がい	高度の排尿機能障がい
	携帯用会話補助装置	音声若しくは言語機能障がいまたは肢体不自由	発声・発語に著しい障がいがある方
	情報支援用具	視覚または上肢機能障がい	障がい個別等級1・2級
	点字ディスプレイ	視覚、聴覚障がい重複	障がい等級がそれぞれ1・2級で重複している方
	点字器	視覚障がい	学齢児以上で障がい個別等級1・2級
	点字タイプライター		
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		
	視覚障害者用拡大読書器		学齢時以上で本装置により文字を読むことが可能となる者
	盲人用時計		18歳以上で障がい個別等級1・2級
	点字図書		情報の入手を主に点字による方
	聴覚障害者用通信装置	聴覚、発声・言語機能障がい	学齢児以上で発声・発語に著しい障がいをもつ緊急連絡などの手段が必要な方
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい	本装置によってテレビの視聴が可能になる方
	人工喉頭	音声・言語機能障がい	喉頭摘出者で、本装置によって発声可能な方
	人工鼻	音声・言語機能障がい	咽頭摘出者
	福祉電話	身体障がい	18歳以上で難聴者又は外出困難の身体1・2級で緊急等の手段が必要な方

※上記用語の意味は厚生労働省身体障害者手帳等級表解説による。

5 費用負担

本人または配偶者の課税状況により、用具基準額の1割を負担していただくことになっています。ただし、世帯の所得に応じた上限月額（1か月あたりの限度額）があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。用具の基準額を超えた分は自己負担となります。

※世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は公費負担の対象外です。
ただし、18歳未満の方については、この限りではありません。
◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

3 重度身体障害者（児）住宅改修費給付

身 知 精 難

児 者

重度の身体障がい者の日常生活における段差解消や利便性をはかり住環境を改善し、居室・トイレ・浴室等の一部を障がいに応じ使いやすく改造する場合、原則1回で20万円を限度に住宅改修費の補助が受けられます。ただし、介護保険認定者と65歳以上の方、未就学児は対象となりません。

1 対象者

- * 下肢、体幹機能障がい、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの方（個別等級1級～3級）
- * 特殊便器への取替えについては上肢障がい（1・2級）の方

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②改修工事図面 ③改修工事見積書 ④改修前の写真 ⑤身体障害者手帳

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 改修の範囲

段差の解消、滑り防止及び移動の円滑等のため床材の変更、引き戸等への取替え、手すりの取付け、洋式便器等への取替え、その他前記の改修に付帯して必要となる住宅改修

5 費用負担

本人または配偶者の課税状況により、補助額の1割を負担していただくことになっています。ただし、世帯の所得に応じた上限月額（1か月あたりの限度額）があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。基準額を超えた分は自己負担となります。

※世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は公費負担の対象外です。
ただし、18歳未満の方については、この限りではありません。
◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

1 介護給付と訓練等給付

身 知 精 難 児 者

障がい福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」などがあります。詳しくは次ページをご覧ください。

介護給付は、サービスに該当する障害支援区分の認定を受けている必要があります。

なお、65歳以上の方は原則として介護保険が適用となりますが、詳細についてはご相談ください。

1 申請に必要なもの

①障がいの内容が確認できるもの（次のいずれか）

1) 各種障害者手帳

- ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
- ・難病受給者証など対象疾患に該当することがわかる書類

2) 自立支援医療（精神通院医療）の受給者証

3) 精神障がいによる障害年金受給がわかる書類

4) 精神障がいの内容がわかる診断書

②介護給付費等支給申請書 ③世帯状況・収入等申告書 ④市町村民税等調査同意書

⑤市町村民税非課税証明書または課税証明書（登米市内に住所がなかった場合）

⑥収入額を証明するもの（施設等入所者のみ）

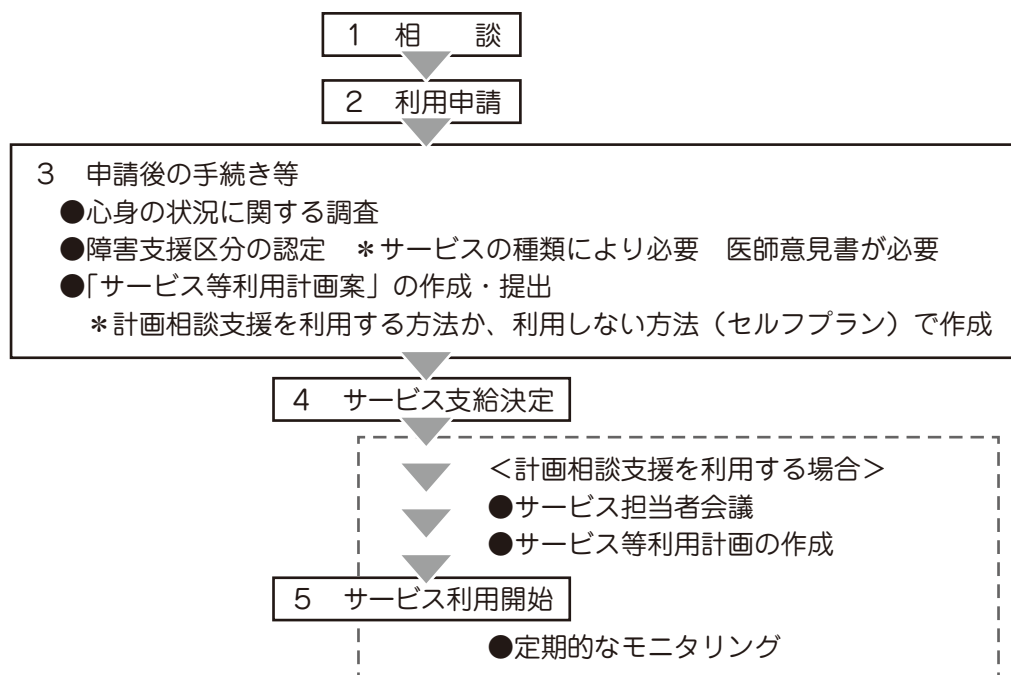
2 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

3 費用負担

利用者負担は原則として1割ですが、世帯の所得に応じた上限月額（1か月あたりの限度額）があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。利用者負担の他に、サービスの内容により食事代等の実費負担があります。

4 サービス利用の流れ 計画相談について



◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

サービスの種類		サービス内容	対象となる方
介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、通院等介助等を行います	身 知 精 難 区分1～6
	同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供、移動の援護を行います	身 知 精 難 区分不要 ・視覚障がいの方
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	身 知 精 難 区分3～6 ・知的又は精神障がいの方
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います	身 知 精 難 区分4～6 ・重度の肢体不自由の方 ・知的又は精神障がいの方
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います	身 知 精 難 区分6 ・重度の肢体不自由の方 ・知的又は精神障がいの方
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	身 知 精 難 区分1～6
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	身 知 精 難 【通所の場合】 区分3～6（50歳以上は区分2～6） 【施設入所の場合】 区分4～6（50歳以上は区分3～6）
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います	身 知 精 難 区分5～6 ・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者
	施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	身 知 精 難 区分4～6 (50歳以上は区分3～6)
訓練 等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助又は、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	身 知 精 難 区分1～6 ・身体障がいの方は、原則65歳未満
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (標準利用期間2年)	身 知 精 難 ・単独では就労が困難なため、就労に必要な知識や技術の習得等の支援が必要な65歳未満の方等
	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	身 知 精 難 ・就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方 新たに就労継続支援B型を利用の場合は、予め利用の必要があります。

サービスの種類		サービス内容	対象となる方
訓練等給付	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく働く場（賃金が発生）を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	身 知 精 難 ・就労移行支援を利用したが、就労できなかった方など
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づかない生産活動の機会（工賃が発生）を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	身 知 精 難 ・就労経験があるが、年齢や体力的に就労が難しくなった方など
	就労定着支援	一般企業等に就職した後、生活面での課題が生じている方に、就労継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や課題解決への相談、助言等のサポートを行います （標準利用期間3年）	身 知 精 難 ・就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護の利用後に一般企業等に就職し、就労期間が6カ月を経過した方
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います （標準利用期間1年6カ月）	身 知 精 難 ・地域生活を営むために、リハビリテーションの継続が必要な方等
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います （標準利用期間2年）	身 知 精 難 ・地域生活を営むために、生活能力の維持、向上等の支援が必要な方等
	宿泊型自立訓練	日中一般就労や障がい福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて居住の場を提供し、家族等の日常生活を向上させるための支援を行います （標準利用期間2年）	身 知 精 難 ・地域生活を営むために、生活能力の維持、向上等の支援が必要な方等
地域相談支援	地域移行支援	支援施設などに入所している人や精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域での生活に移行するために必要な相談や支援をします（支給決定期間6カ月）	身 知 精 難 障がい者施設、精神科病院等を退所して地域へ移行する方
	地域定着支援	居宅で単身で生活する障がい者で、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人に、障がいの特性によって生じた緊急の事態等に対する必要な相談・訪問などの支援をします	身 知 精 難 居宅において単身又は家族と同居であっても緊急時の支援が見込めない方
障がい児通所給付	児童発達支援	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導や知識技能、集団生活への適応訓練等を行います（未就学児が対象）	身 知 精 難 ・未就学の障がい児
	放課後等デイサービス	学校の放課後や夏休みなどの長期休暇中に、障がい児の生活能力向上、自立の促進のために必要な訓練等を行います（就学児が対象）	身 知 精 難 ・小、中、高等学校又は特別支援学校に就学している障がい児
	保育所等訪問支援	保育所等に通う特別な配慮が必要な児童を対象に施設を訪問し、児童が集団生活や新しい環境に慣れていけるよう方向性を導いていきます。	身 知 精 難 ・保育所等に通う障がい児
計画相談支援	利用計画作成	・サービス等利用計画については、相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成します。	身 知 精 難 ・介護給付、訓練等給付、地域相談支援のいずれかを利用する方
	障害児相談支援	・定期的に利用状況の検証及びサービス内容の見直し（モニタリング）を行います	身 知 精 難 ・障がい児通所支援を利用する方

地域生活支援事業とは、障がい者または障がい児が住み慣れた地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう市が独自に実施する事業です。

1 移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス

身 知 精 難 児 者

市が独自に実施する「地域生活支援サービス」として、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービスがあります。各サービスの内容は下記の表をご覧ください。

1 申請に必要なもの

- ①申請書 ②世帯状況等申告書 ③現況調書 ④手帳をお持ちの方は手帳の写し

※訪問入浴サービスを申請する場合は上記のほかに、⑤主治医の入浴可否証明書、⑥誓約書が必要です。

2 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

3 費用負担

利用者負担は原則として1割ですが、世帯の所得に応じた上限月額（1か月あたりの限度額）があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。利用者負担の他に、サービスの内容により食事代等の実費負担があります。

4 手続きから決定まで

申請手続き後、「地域生活支援サービス受給者証」を交付します。支給量の範囲内でサービスを提供している事業者と契約を結び、利用を開始してください。

《地域生活支援サービスの内容》

種類	内 容	対 象 者	利用者負担
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある方が社会参加などで外出する際にヘルパーを派遣し、移動の支援を行います	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者 ②ADHD、LD、高機能自閉症、高次脳機能障がい等で、障がい者と同等の支援が必要な方 ③難病の方 ※移動支援は重度訪問介護及び行動援護受給者を除く	身体介護あり →30分あたり200円 身体介護なし →30分あたり75円
日中一時支援	障がいのある方を一時的に預かり、日常的な介護や訓練などを行うとともに、家族の就労支援と介護負担の軽減を図ります	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で寝たきり状態の方 ②難病の方 ③上記と同等の状況にあり、特に必要と認められた方	4時間未満（0.25日）→184円 4～6時間（0.5日）→368円 6～8時間（0.75日）→552円 8時間以上（1日）→736円
訪問入浴サービス	居宅での入浴が困難な在宅の重度障がいの方に、訪問入浴車を派遣して入浴等の介護を提供します	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で寝たきり状態の方 ②難病の方 ③上記と同等の状況にあり、特に必要と認められた方	1回あたり1,266円 （利用回数は原則週1回）

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

①手話通訳相談員設置事業

福祉事務所に手話通訳相談員を置き、聴覚障がい者等の支援を行います。利用料はかかりませんのでお気軽にご利用ください。

1 実施内容

- *生活相談、意思疎通の仲介
- *各種手話講習会の講師および指導
- *各種大会・式典等の手話通訳

2 実施日

「月曜日」「火曜日」「金曜日」の週3日

②手話通訳者および要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者で意思の疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、障がい者と他者との意思疎通を仲介します。利用料はかかりませんのでお気軽にご利用ください。

1 対象者

- *聴覚障がい者等で、適当な意思伝達の仲介者がいない方

2 申請に必要なもの

- ①申請書

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

③重度障害者(児)入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な重度障害者(児)が、医療機関に入院する際、医療従事者との意思疎通が円滑に図れるようホームヘルパーを派遣します。

1 対象者

下記の全てに該当する方

- *市内に住む在宅の方（障がい児は小学生以上）
- *重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の対象者要件に該当する方
- *障がいにより自らの意思表示が困難な方
- *介護者がいない方又はこれに準ずる方（利用する際に入院先医療機関の主治医によるヘルパー受け入れ承諾が必要です。主治医が介護者の付き添いを不要と判断した場合は派遣できません）

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②利用を希望するヘルパー事業所の派遣承諾書

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 利用者負担

利用料は無料です。派遣の範囲は登米市内の医療機関及び登米市に隣接する市町村内の医療機関となります（派遣に伴う交通費等を別途負担いただく場合があります）。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

3 知的障害者社会参加推進事業

身 知 精 難

児 者

知的障がい者が地域との交流活動や社会参加を促進するために、レクリエーション教室やボランティア活動を行っています。

◇詳しくは登米市手をつなぐ育成会（事務局・登米市社会福祉協議会）
（☎0220-21-6310）までお問い合わせください。



1 所得税（住民税）の障害者控除（所得控除）

身 知 精 難

児 者

確定（住民税）申告の際に、障害者控除の適用を申請することで、課税対象額が少なくなります。
 なお、給与収入の方については年末調整で、年金収入の方については扶養親族等申告書の提出により適用を受けることができます。

1 障害者、特別障害者の範囲

障害者及び特別障害者とは、それぞれ次の方をいいます。

障害者		特別障害者	同居特別障害者
		①精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある方	同一生計配偶者 又は扶養親族が 特別障害者で、 納税者又はその 配偶者もしくは 納税者と生計を 一にする親族の いずれかと常に 同居している方
②精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方	→	②左のうち、重度の知的障害者と判定された方	
③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	→	③左のうち、障害等級1級の方	
④身体障害者手帳の交付を受けている方	→	④左のうち、1・2級の方	
⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方	→	⑤左のうち、特別項症～第3項症の方	
		⑥原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている方	
		⑦常に就床を要し複雑な介護を要する方	
⑧年齢が65歳以上でその障害の程度が上記の②、または④に準ずるものとして市長などの認定を受けている方	→	⑧左のうち、その障害の程度が上記の①、②または④に準ずるものとして市長などの認定を受けている方	

2 所得控除額

	障害者	特別障害者	同居特別障害者
所得税	270,000円	400,000円	750,000円
住民税	260,000円	300,000円	530,000円

（注）障害者控除は、年少扶養親族（扶養親族のうち、16歳未満の方）の場合も適用されます
 ◇詳しくは下記までお問い合わせください。

- ・ 所得税…国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）または佐沼税務署（P54）
- ・ 住民税…登米市役所税務課市民税係（☎0220-22-2163）

自動車税及び軽自動車税において、以下の要件を満たしている場合、申請により減免を受けることができます。

減免の対象となる障がいについては別表を参照願います。

1 該当要件

- ①身体障がい者等（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）が本人所有の自動車を、身体障がい者等本人が運転する場合
- ②身体障がい者等本人所有の自動車を、生計を同一にし、同居（同一敷地内の別居を含む）する家族の方が身体障がい者等の通院等のために運転する場合

※ただし、自動車税は、生計を同一にし、同居していない家族が運転する場合も該当
なお、知的障がい者、精神障がい者及び18歳未満の障がい児の場合は、生計を同一にし、同居（同一敷地内の別居も可）する家族が所有する自動車を、家族が運転する場合も該当

- ③障がい者のみの世帯で、障がい者本人所有の自動車を常時介護する方が障がい者の通院等のために運転する場合

※障がい者等1名につき1台が減免の対象となります。

2 申請窓口

- ①自動車税：宮城県東部県税事務所 登米地域事務所（0220-22-6113）
- ②軽自動車税：登米市税務課、各総合支所市民課

※①の申請期限は納期限まで、②の申請期限は納期限前7日です。

（自動車を新たに取得する場合等の申請期日や申請場所等の詳細については、宮城県東部県税事務所登米地域事務所（0220-22-6113）までお問い合わせください。）

■家族の方又は常時介護する方が運転する場合は、『生計を同一にしている』または『常時介護している』証明書の交付申請を各総合支所市民課市民係で行ってください。軽自動車税の減免申請の場合、この証明書は不要です。

なお、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所（石巻保健所登米支所）に証明書の交付申請を行ってください。

3 減免額の上限

- ①自動車税：年額43,500円（令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車の場合は45,000円）（※）
- ②軽自動車税：全額減免

※上限を超える場合には上限との差額を納付していただきます。また、グリーン化税制の適用を受ける自動車については、上記額が一定ではありませんのでご注意願います。

4 自動車税の月割減免

減免申請を受付した翌月以後の月数に応じ月割相当額を減免します。（減免申請はいつでも受付を行っていますが、3月のみ受付することができません。）

なお、月割減免の対象となるのは、自動車について納付義務がある場合に限られますので、年度の途中で名義変更（移転登録等）により自動車を取得した場合は、翌年度の4月1日以降に減免申請してください。

（別表）自動車税及び軽自動車税における減免該当要件

手帳及び障がい区分			障がいの等級		
身体障害者手帳	視覚障がい		1 級～ 4 級		
	聴覚障がい		2 級・ 3 級		
	平衡機能障がい		3 級		
	音声・言語機能障がい		3 級		
	上肢不自由		1 級・ 2 級		
	下肢 不自由	障がいのある方が運転	1 級～ 6 級		
		生計を同一にする家族の方 または常時介護する方が運転	1 級～ 3 級		
	体幹 不自由	障がいのある方が運転	1 級～ 3 級及び 5 級		
		生計を同一にする家族の方 または常時介護する方が運転	1 級～ 3 級		
	乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能障がい	上肢機能	障がいのある方が運転	1 級・ 2 級 (2 級は一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)	
			生計を同一にする家族の方 または常時介護する方が運転	普自	1 級・ 2 級 (2 級は、上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)
		軽自		1 級・ 2 級	
移動機能		障がいのある方が運転	1 級～ 6 級		
		生計を同一にする家族の方 または常時介護する方が運転	普自	1 級～ 3 級 (3 級は一下肢のみに運動機能障がいを持つものを除く)	
軽自			1 級～ 3 級		

手帳及び障がい区分		障がいの等級
身体障害者手帳	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障がい	1級及び3級
	免疫機能障がい	1級～3級
	肝臓機能障がい	1級～3級
療育手帳		判定が「A」
精神障害者保健福祉手帳		障がいの等級が「1級」（軽自動車税は手帳に通院医療費受給者番号が記載されているものに限る）

3 相続税の障害者控除（税額控除）

身 知 精 難 児 者

相続人が障害者の場合、相続開始の日から85歳に達するまでの年数に1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）で計算した金額が控除されます。

◇詳しくは国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）または佐沼税務署（P54）までお問い合わせください。

4 少額預金の利子等の非課税

身 知 精 難 児 者

身体障害者手帳等の交付を受けている方は、「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」であるマル優（銀行などの預貯金、公社債など）・特別マル優（利付国債など）を一定の手続きを要件に利用することができます。

◇詳しくは国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）または佐沼税務署（P54）までお問い合わせください。

5 個人事業税の非課税

身 知 精 難 児 者

視覚に重度の障がい（失明または両眼の視力が0.06以下の方）のある方が、あんま・はりきゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業を営んでいる場合は個人事業税が非課税となります。

◇詳しくは宮城県東部県税事務所（☎0225-95-1446）までお問い合わせください。

1 障害者自動車燃料費助成事業

身 知 精 難

児 者

心身に重度の障がいがある方の移動のため、障害者または同居する方の自動車の燃料費用の一部を助成することにより、障がい者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。対象車両は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち4輪以上のものです。

1 対象者

下記に該当する障害者または障害者と同居する方で世帯全員の市民税が非課税の方。ただし、①～⑤の除外要件に該当する場合は対象となりません。

区分	手帳	身体				療育	精神	
	級	1 級	2 級	3 級		A	1 級	2 級
				内部	下肢			
障害者本人の車の場合		○	○	○	▲	○	○	○
同居者の車 の場合	障害者が 18歳未満	○	○	○	×	○	○	○
	障害者が 18歳以上	×	×	×	×	○	○	○

※手帳等級は個別等級です。

▲は身体障害者手帳の3級の下肢障害は、本人が運転する場合のみ対象となります。

【次の方は該当になりません。】

- ①タクシー助成券の交付を受けている方
- ②透析患者通院費助成を受けている方
- ③社会福祉施設に入所している方
- ④申請時に継続して3か月以上入院している方
- ⑤生活保護を受けている方

2 申請等に必要なもの

- ①申請書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ③運転する方の運転免許証 ④登録する自動車の車検証 ⑤印鑑

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 助成額

1か月当たり2,000円の障害者自動車燃料費助成券を交付します。

5 利用方法

障害者自動車燃料費助成券は、登録した自動車に⑥の給油事業所で給油できます。登録自動車以外の自動車への給油は出来ません。

6 利用できる給油事業所

- * 宮城県石油商業組合登米支部に加盟している給油所
- * 市長が覚書を取り交わした給油所

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

2 福祉タクシー利用料助成

身 知 精 難

児 者

心身に重度の障がいがある下記の方に対し、タクシー利用料金の一部（利用助成券）を助成します。

1 対象者

下記に該当する方で世帯全員の市民税が非課税の方

- * 身体障害者手帳 1～2 級所持者、療育手帳 A 所持者、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級所持者
- * 身体障害者手帳 3 級所持者のうち、体幹・下肢機能障がいですいすを常用している方、呼吸器機能障害で酸素濃縮器を常用している方

※その他要件がありますので窓口までご相談ください。

2 申請等に必要なもの

- ①申請書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ③印鑑

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 助成額

1 か月当たり 2,000 円

5 利用できるタクシー会社

- * 宮城県タクシー協会仙北支部に加盟しているタクシー会社
- * 認可介護福祉タクシー会社
- * 市長が覚書を取り交わしたタクシー会社

■ 1 か月につき 4 枚が交付になります。タクシーの運転手へ利用助成券をお渡しください。乗車料金との差額については利用者の方の負担となります。

■ 障害者自動車燃料費助成事業、透析患者通院交通費助成事業と選択制となっており、いずれか一つを選択してください。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

3 タクシー・ハイヤー運賃の割引

身 知 精 難

児 者

身体障害者手帳または療育手帳所持者は、運転手に手帳を提示してください。等級に関係なく全員 1 割引（介護者の同乗も可）になります。前記の福祉タクシー券との併用も可能です。ただし、割引を実施していないタクシー会社もありますので、乗車する前にご確認ください。

公共機関や病院等を経由する市民バスを運行しています。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は運賃が免除されますので、降りるときに運転手に手帳または「マイナポータル」との連携が完了しているデジタル障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。なお、介護者については、1回の乗車につき200円の料金がかかります。乗り換えをすると、その都度200円を要しますのでご注意ください。

1 路線名と主な経路

路線名	主な経路
米山登米線	町田 ～ 中津山小学校前 ～ 米山総合支所 ～ 旧よねやま診療所前 ～ 登米総合支所 ～ 登米総合産業高校前
米山佐沼線	長根（大崎市）～ 町田 ～ 中津山小学校前 ～ 米山総合支所 ～ 南方総合支所 ～ 大網 ～ 登米市民病院前 ～ 登米市役所 ～ ミヤコーバス佐沼営業所
登米線	登米三日町 ～ 登米総合支所 ～ 米谷病院前 ～ 中田総合支所 ～ 佐沼高校正門前 ～ 登米市民病院前 ～ 登米市役所 ～ ミヤコーバス佐沼営業所
東西循環線	ミヤコーバス佐沼営業所 ～ 登米市役所 ～ 登米市民病院前 ～ 佐沼高校西門前 ～ 登米祝祭劇場前 ～ 登米総合支所 ～ 米谷病院前 ～ 中田総合支所 ～ 佐沼高校正門前 ～ 登米市民病院前 ～ 登米市役所 ～ ミヤコーバス佐沼営業所
東和線	若草園 ～ 東和総合支所 ～ 錦織 ～ 中田総合支所 ～ 佐沼高校正門前 ～ 登米市民病院前 ～ 登米市役所 ～ ミヤコーバス佐沼営業所
津山線	竹の沢 ～ 津山公民館前 ～ 柳津駅前 ～ 津山総合支所前 ～ 登米総合支所 ～ 加賀野 ～ 佐沼高校正門前 ～ 登米市民病院前 ～ 登米市役所 ～ ミヤコーバス佐沼営業所
豊里線	豊里総合支所 ～ 豊里病院前 ～ 陸前豊里駅前 ～ 旧よねやま診療所前 ～ 米山総合支所 ～ 登米祝祭劇場前 ～ 佐沼高校西門前 ～ 登米市民病院前 ～ 登米市役所 ～ ミヤコーバス佐沼営業所 ～ 登米総合産業高校前
南方線	瀬峰駅前 ～ 瀬峰労働基準監督署前 ～ 南方総合支所 ～ 登米市役所 ～ ミヤコーバス佐沼営業所 ～ 登米市民病院前 ～ 佐沼高校正門前 ～ 登米総合産業高校前
新田線	くりこま高原駅前 ～ 新田公民館前 ～ 新田駅前 ～ 三方島 ～ 佐沼高校北 ～ 登米市民病院前 ～ 登米市役所 ～ ミヤコーバス佐沼営業所 ～ 登米総合産業高校前
石越線	くりこま高原駅前 ～ 迫桜高校前 ～ 石越駅前 ～ 石越総合支所 ～ 章太郎記念館前 ～ 佐沼高校北 ～ 登米市民病院前 ～ 登米市役所 ～ ミヤコーバス佐沼営業所
中心市街地循環線	登米市役所 ～ 登米市民病院前 ～ 上杉皮膚科前 ～ 佐沼高校前 ～ おたおたにクリニック前 ～ ウジエスーパー佐沼本店前 ～ 登米市役所

■詳しい経路や時刻は市ホームページに掲載しています。時刻表は各総合支所・ミヤコーバス佐沼営業所で配布しています。

◇詳しくは市民協働課地域交通・交流係（☎0220-22-2173）までお問い合わせください。

身体障がい者が自ら運転する場合や重度の身体障がい者または重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する自動車でも有料道路を利用する場合、割引が受けられます(注：重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です)。

※令和5年3月27日から1人一台要件の緩和により、事前登録のない自動車でも、割引が適用されます。(料金所で手帳の提示が必要です)
また、ETC利用申請される方は、オンライン申請が可能となりました。

1 対象者

- * 自らが運転する場合：身体障害者手帳所持者
- * 介護者が運転する場合：第1種身体障がい者、第1種知的障がい者（療育手帳A所持者）

2 申請等に必要なもの

- ①身体障害者手帳または療育手帳 ②運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ）
- ③車検証等（自動車登録希望者のみ）

■ETCを利用される方は、上記のほかにETCカードとETC車載器セットアップ申込書・ETC車載器セットアップ証明書もご持参ください。

■電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」もご持参ください。

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

※ETCを利用される方はオンライン申請が可能です。

【URL】<https://www.expressway-discount.jp>



◀ ホームページ
QRコード

交通

4 割引の受け方

料金を支払う際に証明を受けた身体障害者手帳または療育手帳を提示すると5割引となります。ETCを利用する場合は、システム上でデータを確認し割引処理が行なわれます（有人レーンでの支払時に手帳の提示が必要ですので有料道路利用の際は手帳を携帯してください）。

◇詳しくはNEXCO東日本有料道路ETC割引登録係（045-477-1233、受付時間：平日9～17時）までお問い合わせください。

6 JR運賃の割引

身 知 精 難

児 者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、乗車券販売窓口で手帳を提示すると割引が受けられます。

対 象	割引対象乗車券	割引率	備 考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割引	
・第1種障がい者とその介護者 ・12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割引	
第1種、第2種障がい者が単独で利用する場合	普通乗車券	5割引	片道の営業キロが100キロを超える場合

■詳しくはJR東日本お問い合わせセンター（☎050-2016-1600）へお問い合わせください。

■私鉄についても同様の割引を行なっておりますが、その取扱いが若干異なりますので、直接各鉄道会社へお問い合わせください。

7 地下鉄・国内航空・船舶運賃の割引

身 知 精 難

児 者

利用される会社へお問い合わせください。

8 駐車禁止区域の緩和（駐車禁止除外指定車）

身 知 精 難

児 者

障がいにより通常の歩行が困難な身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び紫外線要保護者の方が現に使用または乗車する自動車に対し、駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識又は道路標示により駐車禁止とした道路において、やむを得ない場合に限り駐車禁止区域の緩和が受けられます。ただし、駐停車及び法定の駐車禁止場所については対象外となります。

1 対象者

手帳及び障がい区分		障がいの等級
身体障害者手帳	視覚障がい	1級～4級の1
	聴覚障がい	2級～3級
	平衡機能障がい	3級
	上肢機能障がい	1級～2級の2
	下肢機能障がい	1級～4級

1 対象者

手帳及び障がい区分		障がいの等級
身体障害者手帳	視覚障がい	1 級～4 級の 1
	聴覚障がい	2 級～3 級
	平衡機能障がい	3 級
	上肢機能障がい	1 級～2 級の 2
	下肢機能障がい	1 級～4 級
	体幹機能障がい	1 級～3 級
	脳病変運動機能障がい	1 級～2 級
	心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸機能障がい	1 級及び 3 級
	免疫機能障がい	1 級～3 級
	肝臓機能障がい	1 級～3 級
療育手帳		判定が「A」
精神保健福祉手帳		障がいの等級が「1 級」
小児慢性特定医療費受給者証		紫外線要保護者

※次の方も交付の対象になりますが、歩行困難の程度を証明する医師意見書が必要です

身体障害者手帳	障がいの等級
平衡機能障がい	5 級
下肢機能障がい	5～6 級
脳病変運動機能障がい	3 級～4 級

■障がい者 1 名につき 1 通駐車禁止除外指定車標章を交付します

■住所地を管轄する警察署交通課に該当の障害者手帳・本人確認ができる書類（運転免許証、住民票の写し等）をそれぞれ 2 通コピーしたもの、さらに意見書の提出が必要な障がい、等級の方は意見書を持参して手続きをしてください。

■最長 3 年間有効で更新手続きが必要となります。

◇詳しくは最寄りの警察署までお問い合わせください。

1 NHK放送受信料の減免

身 知 精 難

児 者

対象者及び内容

対象者	全額免除 (障がい者の方を世帯構成員に有する場合)	半額免除 (障がい者の方が世帯主で受信契約者の場合)
身体	身体障害者手帳を所持している方のいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税	○視覚・聴覚障害者 ○身体障害者手帳1級・2級
知的	療育手帳を所持している方のいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税	療育手帳A
精神	精神障害者保健福祉手帳を所持している方のいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税	精神障害者保健福祉手帳1級

■各総合支所 市民課 市民係で申請書に必要事項を記入し免除事由の証明を受けてください。

※毎年度夏に、放送受信料免除事由確認調査が行われます。免除事由が消滅した場合は免除が受けられなくなります。消滅した場合、さかのぼって料金の支払いが発生する場合があります。

2 郵便料金の割引

身 知 精 難

児 者

【点字郵便物、点字用紙及び特定録音物等郵便物】

「点字用郵便」の文字が表示され、開封して差し出されているものは無料です。

大きさ 長さ60cm 長さ、幅及び厚さの合計が90cm（重量は3kgまで）

*点字郵便物は点字のみを掲げたものを内容とするものです。

*特定録音物等郵便物は盲人用録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出しまはこれらの施設あてに差し出されるものに限りま。

【低料第三種郵便物（あらかじめ日本郵便株式会社の承認が必要）】

→心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの

①毎月3回以上発行の新聞50gまで8円

50gを超えるもの、50gまでごとに3円加算、上限1kgまで

②その他50gまで15円

50gを超えるもの、50gまでごとに5円加算、上限1kgまで

【点字ゆうパック、聴覚障がい者用ゆうパック】

大きさは、長辺+短辺+厚さ=170cm以内、重量30kg以内です。

60サイズ（3辺計60cm以内）100円、80サイズ210円、

100サイズ320円、120サイズ420円、140サイズ520円、

160サイズ630円、170サイズ730円

*点字ゆうパックは点字図書などを内容とするものです。表面の見やすいところに「点字ゆうパック」の文字を明りょうに記載してください。

＊聴覚障がい者用ゆうパックは聴覚障がい者用ビデオテープを内容とし、聴覚障がい者と日本郵便株式会社が指定する施設との間で発受されるものに限り、また、大きさは、長辺＋短辺＋厚さ＝170cm以内、重量30kg以内です。施設から差し出されるものは「聴覚障がい者用ゆうパック」の文字ならびに施設の名称及び所在地を、施設あてで差し出されるものは「聴覚障がい者用ゆうパック」の文字を明りょうに記載してください。

【心身障がい者用ゆうメール】

重量により金額が異なります。

・150g以内92円、250g以内110円、500g以内150円、1kg以内180円、2kg以内230円、3kg以内310円

＊心身障がい者用ゆうメールは身体に重度の障がいのある方または知的障がいの程度が重い方と一定の図書館との間で図書の閲覧のために発受されるものに限り、

◇詳しくはお近くの郵便局までお問い合わせください。

3 NTT 番号案内の料金減免

身 知 精 難

児 者

身体・療育・精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で、次のいずれかの障害のある方が、番号案内（104番）を利用する場合、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることによって無料になります。

対象者

- ＊身体障害者手帳の視覚障がい1級～6級、肢体不自由（上肢・体幹・脳原性運動機能障がい）1級・2級をお持ちの方
- ＊療育手帳をお持ちの方
- ＊精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

■聴覚や言語障がいの方にはファックスでの問い合わせもできます。

◇詳しくはふれあい案内事務局（☎0120-104174）までお問い合わせください。

4 携帯電話基本使用料等の割引

身 知 精 難

児 者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は携帯電話の基本使用料などが割引となりますが、割引率について携帯電話各社異なりますので、詳しくは携帯電話各社へお問い合わせください。

1 障害者しごと相談・支援

身 知 精 難

児 者

働く意欲がありながら働く場所が得られない方のために、専門の就業支援担当者等による就労に向けての様々な支援や就労先についての情報提供、就職後の職場定着のための支援が受けられます。

1 障害者就業・生活支援センター「ゆい」（恵泉会地域生活支援センター内）

登米市中田町上沼字大柳 117-2
(☎0220-21-1011)

「働きたい」「働き続けたい」「今の仕事がうまくいかない」と思っている障がいのある方への支援や、障がいのある方を「雇用したい」と考えている事業所の皆様への雇用支援を行っています。

【巡回相談について】

石巻保健所登米支所などを会場に月 1 回巡回相談を行なっています。予約制ですので、障害者就業・生活支援センター「ゆい」までお申し込みください。その他、随時の相談も直接受け付けます（職業の斡旋ではないのでご注意ください）。



2 ハローワーク迫（公共職業安定所）

☎0220-22-8609 登米市迫町佐沼字内町 42-10

障がいのある方の求職の相談に応じる専門の窓口があります。

3 宮城障害者職業センター

☎022-257-5601 仙台市宮城野区幸町 4-6-1

ハローワークが行う職業指導、紹介業務や事業主指導業務と密接に連携し、就職のための相談から就労後の助言等の一連の業務を行っています。

2 障害福祉サービス訓練等給付

就労に必要な、知識、能力の向上のための支援、援助を行います。詳しくは 23・24 ページをご覧ください。福祉事務所生活福祉課障がい福祉係、または、障害者就業・生活支援センター「ゆい」までお問い合わせください。

3 知的障害者職親制度

身 知 精 難

児 者

かなりの作業能力を有する知的に障がいのある方や、作業能力が病気のために低下した精神に障がいのある方に対し、生活指導及び技能習得訓練、環境適応訓練等を行うことにより就労に結びつけ、自立更生及び社会復帰の促進を図ることを目的としています。
職場への定着性を高めるために、原則として 1 年間（3 年を限度として延長が可能）、市へ登録している職親のもとで、生活指導や技能習得訓練が受けられます。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

障がいのある方の職業的自立を目的とした訓練を行っています。通校が困難な方のために寄宿舍も併設しています。

1 応募の資格

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方、難病・高次脳機能障害等の方
- ・症状が固定しており、訓練に支障のない方
- ・就職の意思のある方

2 応募の手続き

事前にハローワークでの職業相談が必要です。入校願書の用紙はハローワークにあります。なお、具体的な募集日程等ご不明な点は、宮城障害者職業能力開発校のホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

3 科目

対象	訓練職種	定員	訓練期間
身体障害 精神障害 その他の障害※ (知的障害を除く)	OA ビジネス科	10人	1 年
	Web デザイン科	10人	
身体障害	オフィス実務科	20人(10人×2回)	5 カ月
重度視覚障害	パソコン基礎科	10人(5人×2回)	6 カ月
精神障害	職域開発科 ・ オフィスワークコース ・ 物流サービスコース	20人(10人×2回)	6 カ月
知的障害	総合実務科	20人	1 年
委託訓練	企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等に委託して行う短期の職業訓練（集合訓練、在宅訓練、実践能力習得訓練等）		

※「その他の障害」とは、難病・高次脳機能障害等の診断を受けている方で障害者手帳をお持ちでない方です。

4 経費

授業料は無料です。ただし、教科書購入費などは自己負担となります。公共職業安定所長の受講指示のある方は、雇用保険の延長または訓練手当が支給される場合があります。

5 所在地

仙台市青葉区台原5-15-1 (☎022-233-3124)

【E-mail】 syokn@pref.miyagi.lg.jp

【URL】 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/miyashou/>



◀ ホームページ
QRコード

何らかのハンデキャップを持つ方々が、生活訓練及び作業活動を通して、社会参加の促進を目指しています。



中央障害者地域活動支援センター
よつ葉ハウス

〒987-0511
登米市迫町佐沼字錦108
TEL 0220-22-0222



米山障害者地域活動支援センター
ふれあいセンター

〒987-0321
登米市米山町西野四軒見通68-1
TEL 0220-55-4109



◇詳しくは各障害者地域活動支援センターまたは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

1 透析患者の通院交通費助成

身 知 精 難

児 者

じん臓機能に障がい有する方が、人工透析を受けるために医療機関への通院に要する交通費を月額2,000円助成します。(支払いは年2回)

1 対象者

*人工透析療法による医療の給付を受けている方

2 申請に必要なもの

①申請書 ②身体障害者手帳の写しまたは人工透析療法による医療の給付を受けていることを証明するもの ③振込先の通帳の写し ④現況調査票

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

- 医療機関等で行っている無料の送迎を主に利用されている方や、自転車などで通院されている方は助成の対象になりません。
 - 障害者自動車燃料費助成事業及び福祉タクシー利用助成事業（P32、33）と選択制となっており、いずれか一つを選択ください。
 - 毎年3月に、年度内の入院の有無や通院方法を確認する現況調査を行います。
- ◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

2 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成

身 知 精 難

児 者

在宅で酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい有する方に、酸素濃縮器使用のための電気料金の一部を月額2,000円助成します。(支払いは年2回)

1 対象者

*呼吸器機能障がい1級及び3級の方

2 申請に必要なもの

①申請書 ②身体障害者手帳の写し ③医師の在宅酸素療法指示書または酸素濃縮器設置業者の酸素濃縮器使用証明書 ④振込先の通帳の写し

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

- 毎年3月に、年度内の入院の有無や酸素濃縮器の変更などを確認する現況調査を行います。
- ◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

3 難聴児補聴器購入助成事業

身 知 精 難

児 者

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の脳の発達及び言語の早期習得を促進するため、補聴器の購入費の一部を助成します。

1 対象者

下記すべてを満たす者

- * 18歳未満の児童
- * 両耳の平均聴力レベル30～70デシベルで身体障害者手帳の交付対象外
- * 補聴器装用により脳の発達及び言語の早期習得等に一定の効果が期待できると医師が判断していること

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②医師意見書 ③見積書 ④相談票

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■補聴器購入前に申請が必要となりますのでご注意ください。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

4 身体障害者用自動車改造費補助事業

身 知 精 難

児 者

重度の身体障がい者を有する方の社会参加を促進するため、自らが所有し運転する自動車を運転しやすくするための改造に要する経費の一部を補助します。

1 対象者

- * 上肢、下肢、体幹機能の障がい等級（個別等級）が1級～3級の身体障がい者
- * 社会参加のために自ら運転する車の一部を改造する必要がある方
- * 前年所得が特別障害者手当にかかる所得制限限度額の範囲内であること
- * 改造着手前に、事前の申請が必要です。

2 助成額

自動車の改造に直接要した経費の3分の2以内の額（千円未満の端数切捨て）とし、10万円が限度です。

3 申請に必要なもの

- ①申請書 ②就労計画書および自動車改造計画書
③身体障害者手帳及び自動車運転免許証の写し ④見積書 ⑤改造箇所の図面
⑥市町村民税等調査同意書または課税・非課税証明書

4 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

◇詳しくは福祉事務所生活福祉障がい福祉係までお問い合わせください。

5 自動車運転免許取得費助成事業

身 知 精 難

児 者

障がい者に対して自動車の運転免許取得に関する費用の一部を助成することにより、障がい者の就労等の社会参加の促進を図ります。

1 対象者

*身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方で、免許取得により社会参加が見込まれる方

2 対象運転免許

大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車・大型特殊自動車・牽引自動車の運転免許を取得する方に限ります（限定解除等は除きます）。

3 助成額

免許を取得するために、教習所において教習を受けるのに直接要した費用の3分の2以内の額とし、10万円が限度です。

4 申請に必要なもの

- ①申請書 ②身体障害者手帳または療育手帳の写し
- ③運転適性診断申請書のある方はその写し（運転免許センターにて診断されたもの）
- ④取得済みの自動車運転免許証のある方はその写し

5 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

■自動車教習所の入学前に申請手続きを行い、免許取得助成の承認通知が届いた後に自動車教習所の入学手続きをし、教習を受けてください。なお、自動車教習所入学後の申請については助成対象外となり受理できませんので、ご注意願います。

◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

6 介護用品支給事業

身 知 精 難

児 者

在宅で常時失禁状態にあり、紙おむつ等を必要とする高齢者等または心身に障がいのある方は、介護用品を購入する費用の一部を補助する「介護用品支給券」の交付が受けられます。

1 対象者

市町村民税非課税世帯で、常時失禁状態にある方のうち、次にあてはまる方

- (1) 要介護4、5の方
- (2) 要支援1、2または要介護1～3の方
- (3) 身体・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、指定難病医療費助成受給者証をお持ちの方

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②医師の意見書（対象者（2）（3）の方のみ）
- ③介護保険者証または障害者保健福祉手帳

3 支給対象用品種目

紙おむつ、おむつカバー、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、防水シート、洗剤（からだ用、手指用）

4 支給額

1 対象者（1）の方……………月額5,000円

1 対象者（2）（3）の方…月額3,000円

5 支給期間

支給期間は支給開始の月から次の7月までです。支給開始については申請日が1日から15日までの場合はその月からの支給となります。16日以降は翌月からの支給になります。

◇詳しく福祉事務所長寿介護課長寿社会係（P53）までお問い合わせください。

7 外出支援サービス事業

身 知 精 難

児 者

在宅で歩行が困難な方を対象として、社会参加や医療機関への受診等の移動手段として福祉車両の運行・貸し出しを行います。

1 対象者

＊登米市内に住所を有する身体の障がい、傷病等の理由により介助が必要な方で、単独でタクシーや公共交通機関を利用することが困難な方

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②誓約書 ③窓口アセスメント票 ④利用希望票
- ⑤運転する方の免許証の写し（貸出サービスを利用する場合）

3 サービス内容

- ①移送サービス：福祉車両を運行し、歩行困難者の居宅と医療機関、社会福祉施設等との間を送迎するサービス（原則、同行介護者が必要となります。）
- ②貸出サービス：歩行困難者が外出する場合に、その介護をする方に対し福祉車両を貸出するサービス

【利用範囲】 医療機関への受診や入退院、地域活動や各種行事への参加など

【利用回数】 移送・貸出サービスともに月2回まで。ただし、医療機関への受診や入退院を目的として利用する場合は月4回まで可能

※移送サービスは、発着のいずれかが登米市内でなければ利用できません。

※移送サービスの運転手は、運転業務のみで、介添え等はいりません。

4 利用料

- ①移送サービス・・・1キロあたり130円【利用区間のみ】
（ただし、片道30km以上の利用の場合は、30kmを超える10kmにつき190円）
- ②貸出サービス・・・無料（ただし、燃料費は実費負担）

◇詳しくは福祉事務所長寿介護課長寿社会係（P53）までお問い合わせください。

8 郵便等による不在者投票

身 知 精 難

児 者

郵便等による不在者投票の制度を利用できる方は、次の要件を満たす方となります。あらかじめ『郵便等投票証明書』の交付申請手続きが必要となりますので、早めに登米市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。すでに郵便等投票証明書をお持ちの方は、選挙期日の4日前までに投票用紙類を請求する手続きが必要となります。

1 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている方で、次に該当する方

- *両下肢、体幹の障害、移動機能障がい 1級・2級
- *心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい 1級・3級
- *免疫、肝臓の障がい 1級・2級・3級

戦傷病者手帳をお持ちの方で障害の程度が次に該当する方

- *両下肢、体幹の障害 特別項症・第1項症・第2項症
- *心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 特別項症・第1項症・第2項症・第3項症

介護保険の被保険者証をお持ちで要介護状態区分が次に該当する方

- *要介護5

■郵便等による不在者投票における代理記載もできます。上記の条件を満たし、かつ上肢障がいまたは視覚障がい1級または特別項症・第1項症・第2項症の方で自ら投票の記載ができない場合は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する者に限る）の代理記載による投票も可能です。

◇詳しくは登米市選挙管理委員会（☎0220-22-2198）までお問い合わせください。

9 広報とめ・社協だより（声版）

身 知 精 難

児 者

ボランティアグループ『ハートウェーブ』では、「声の広報」を作成し、市・社協ホームページで音声ファイルを公開しています。

10 みやぎ県政だより（点字版、音声版）

身 知 精 難

児 者

隔月発行する県政だよりを点訳や音訳（CDに録音）し、県内在住の視覚障がい者などへ無料で送付しています。

◇詳しくは宮城県視覚障害者福祉協会（☎022-257-2022）までお問い合わせください。

11 点字図書・録音図書

身 知 精 難

児 者

宮城県視覚障害者情報センター（アイてらすみやぎ）では点字図書・録音図書の製作・貸し出しのほか、点訳、音訳奉仕員の養成、視覚障がい者への点字・情報機器の講習などを無料で行っています。

- *開館日：平日午前9時から午後5時
（土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始は休館）
ただし、第1・第3日曜は開館
留守番電話、メールでは24時間受付

- *所在地：仙台市青葉区上杉6-5-1

☎022-234-4047

メール：miyagi-sikaku@nifty.com

HP：https://www.miyagi-sikaku.org/



◀ホームページ
QRコード

「みやぎ障害者ITサポートセンター」では、パソコンの利用に関する相談や出張サポート、就労に必要なIT知識の習得のための各種講習会を実施しています。

1 主な講習会等

- * 視覚障がい者向け講習会
- * 聴覚障がい者向け講習会
- * 肢体不自由者向け講習会
- * 知的障がい者向け講習会
- * 精神障がい者向け講習会
- * パソコンボランティア派遣…外出が困難な重度身体障がい者の方や視覚障がい者の方の自宅等で、パソコンボランティアがパソコン等の利用支援を行ないます。
- * その他、就労支援のためのステップアップ講習やスマートフォン利活用講習等の随時企画講習もあります。

2 講習会の会場

『テクノロジークラウド』（仙台市宮城野区扇町2-2-27）ほか、県内各地で開催

◇受講人数や実施期間が限られておりますので、詳しくは「みやぎ障害者ITサポートセンター」（☎022-781-7488）へお問い合わせください。

13 日常生活自立支援事業（愛称：まもリーぶ）

自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用料等の支払いをすることが一人では難しい（自信がない）方のお手伝い、郵便物を確認し、必要に応じて手続きのお手伝いをしています。

1 対象者

- * 知的障がいや精神障がいのある方、認知症高齢者等

2 サービス内容

- ①福祉サービスの利用援助
→書類や郵便物の確認、福祉サービスに関する相談・助言
- ②日常的金銭管理サービス
→預貯金の計画的な払い戻し、公共料金の支払等
- ③書類等のお預かりサービス
→大切な書類の預かり、年金証書や実印、契約書類等

3 利用料金

料金種別	単価
基本料金	1ヵ月/700円
サービス料金（※）	業務開始から60分まで1,200円 以後は30分毎に600円を加算
サービス提供に係る旅費（※）	車の走行距離に応じた料金
書類等のお預かり料	1ヵ月/300円（貸金庫利用の場合）

※生活保護世帯は全額、市町村民税非課税者は半額免除になる場合があります

◇詳しくは登米地域福祉サポートセンターまもリーぶ登米(☎0220-21-5380)または最寄りの登米市社会福祉協議会各支所(P55)までお問い合わせください。

14 虐待防止センター

身 知 精 難

児 者

平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行され、障がい者に対する虐待を発見した者は、市町村等に通報することが義務づけられました。

障がい者虐待を防止するためには、早期発見・早期対応が重要です。虐待を受けていると思われる障がい者を見つけたら、すぐに下記窓口までご連絡ください。

1 障がい者の虐待や養護者の支援に関する相談・通報窓口

【平日(午前8時30分～午後5時15分)】

登米市障害者虐待防止センター(登米市福祉事務所生活福祉課障がい福祉係)

TEL: 0220-58-5552 FAX: 0220-58-2375

【夜間・休日】

登米市南方総合支所(日直・当直窓口)

TEL: 0220-58-2111 FAX: 0220-58-2375

※夜間・休日の相談は、日直・当直者を通じ、担当者に取り次ぎます。

2 障がい者虐待の具体例

区分	具体例
身体的虐待	平手打ちをする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、火傷させる、縛り付ける、閉じ込めるなど
性的虐待	性的な行為や接触を強要する、障がい者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せるなど
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をするなど
ネグレクト (放棄・放置)	食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させない、第三者による虐待を放置するなど
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さないなど

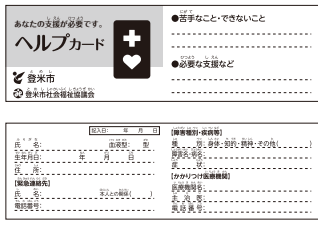
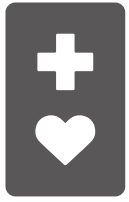
※通報の秘密は守られ、通報したことを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

各団体等が作成する障がいに関するマークの一例を紹介します。これらのマークを見かけた場合は、障がいのある方への配慮について、ご理解とご協力をお願いします。一人一人が思いやりをもち、誰もが自分らしく笑顔で暮らせる登米市にしましょう。

障がいに関するマーク等

マーク等	概要・対象者	問合せ先・入手先
障がい者のための国際シンボルマーク 	障がいのある方が利用できる建物や施設であることをあらわす世界共通のシンボルマークです。このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。車椅子を利用する方だけを対象としたものではありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 T E L 03-5273-0601 F A X 03-5273-1523 ◇カー用品店、雑貨用品店で入手できます。
身体障がい者標識（身体障害者マーク） 	肢体不自由のため、運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。マークの表示は努力義務です。 やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 T E L 03-5273-0601 F A X 03-5273-1523 ◇カー用品店、雑貨用品店で入手できます。
聴覚障がい者標識（聴覚障害者マーク） 	聴覚障がいのため運転免許に条件がある方の車に表示するマークです。マークの表示は義務です。 やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	宮城県警察本部交通部交通企画課 T E L 022-221-7171 ◇カー用品店、雑貨用品店で入手できます。
盲人のための国際シンボルマーク 	視覚障がいのある方の安全を考えた建物や設備につけられている世界共通のマークです。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 T E L 03-5291-7885
耳マーク 	聴覚障がいのあることを示すためと、聴覚障がいのある人への配慮をあらわすマークです。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 T E L 03-3225-5600 F A X 03-3354-0046
ほじょ^{けん}犬マーク 	身体障がい者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）がいっしょに入ることのできる施設やお店を示すマークです。 （P47 にも記載があります）	宮城県保健福祉部障害福祉課地域生活支援班 T E L 022-211-2541

マーク等	概要・対象者	問合せ先・入手先
オストメイトマーク 	オストメイト（人工肛門、人工膀胱を使用している）であることと、オストメイトのための設備があることを示すマークです。	公益社団法人日本オストミー協会 T E L 03-5670-7681
ハート・プラスマーク 	身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいのある人をあらわすマークです。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 T E L 080-4824-9928
宮城県ゆずりあい駐車場利用証 	障がいのある方や高齢者、妊産婦など、歩行が困難な方に対して、制度の対象となる駐車区画（対象区画）の利用ができるステッカーです。 ※要件があります。	宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所庶務担当 T E L 0220-22-7514 ◇申請書様式は登米市内各支所にあり、提出先は宮城県東部保健福祉事務所登米地域事務所（登米保健所/P54）になります。
登米市ヘルプカード 	障がいのある人が緊急時や災害時、困ったときに、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするカードです。周囲の人も、どのように対応すればよいかがカードに記載されているため、スムーズに支援をすることが可能になります。 市内に住所を有する方で、身体・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病の方、高齢者、妊娠されている方、その他支援を必要とする方が対象です。	◇登米市役所各総合支所、社会福祉協議会各支所、相談支援事業所で交付しています。 詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係にお問い合わせください。
ヘルプマーク 	カードと同様に、支援や配慮が必要なことを周囲の人に伝えるためのマークです。 市内に住所を有する方で、身体・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病の方、その他支援を必要とする方が対象です。	◇登米市役所各総合支所、社会福祉協議会各支所、相談支援事業所で交付しています。 詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係にお問い合わせください。

障害者差別解消法について

● 障害者差別解消法とは？

この法律（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、国の行政機関、地方公共団体や民間事業者（個人事業者や非営利事業者等も含む）が「障害を理由とする差別」を無くし、障がいのある人もない人も分け隔てなく、みんながお互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会を作ることを目的として、平成28年4月1日から施行されました。

● 障害者差別解消法のポイント

1. 【不当な差別的取り扱いの禁止】

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限をしたり条件を付けたりすることを禁止。

2. 【合理的配慮の提供】

障がいのある人、またはその家族や支援者から配慮を求められたときに、負担が重すぎない範囲で、必要で合理的な配慮を提供しなければなりません。

配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

	国の行政機関 地方公共団体	民間事業者
1. 不当な差別的取り扱いの禁止	法的義務	法的義務
2. 合理的配慮の提供	法的義務	令和6年4月1日から 法的義務

「不当な差別的取扱い」の例

- ・ 店に入ろうとしたとき、車いすなどを理由に入店を断る。
- ・ 部屋を借りようとしたときに、障がい者用の物件は無いと断る。
- ・ 学校の受験や入学を拒否する。

「合理的配慮の提供」の例

- ・ 聞こえにくい人に筆談などの音声とは別の方法で意思疎通する。
- ・ 段差にスロープを渡したり、乗り越える際に補助をしてあげる。
- ・ 意思を伝えあうために、絵や写真のカードなどを使う。

	問い合わせ先	所在地	電話	F A X	主な相談内容
登米市役所	登米市福祉事務所 生活福祉課 障がい福祉係 長寿介護課 長寿社会係 子育て支援課 児童福祉係	〒987-0446 南方町新高石浦 130	0220 58-5552 58-5551 58-5562	0220 58-2375	・身体、知的、精神障がい者等の福祉サービス …など ・介護用品支給 …など ・特別児童扶養手当、児童扶養手当 …など
	各総合支所	迫総合支所市民課	〒987-0511 迫町佐沼字中江 2-6-1	0220 22-2226	《市民係》 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院） ・障害者医療費助成 ・後期高齢者医療 ・国民健康保険 ・特別障害者手当等 ・児童扶養手当 ・障害者基礎年金（国民年金） ・補装具の給付、修理 ・日常生活用具の給付 ・障がい福祉サービス ・日中一時支援、移動支援、訪問入浴サービス ・自動車改造費補助 ・自動車運転免許取得助成 ・福祉タクシー利用助成券 ・障害者自動車燃料費助成事業 ・介護用品支給 …など 《健康づくり係》 ・健康相談、各種相談 ・発達相談 …など
		登米総合支所市民課	〒987-0702 登米町寺池目子待井 381-1	0220 52-5054	
		東和総合支所市民課	〒987-0901 東和町米川字六反 55-1	0220 53-4112	
		中田総合支所市民課	〒987-0602 中田町上沼字西桜場 18	0220 34-2313	
		豊里総合支所市民課	〒987-0362 豊里町小口前 80	0225 76-4113	
		米山総合支所市民課	〒987-0321 米山町西野字の場 181	0220 55-2112	
		石越総合支所市民課	〒989-4703 石越町南郷字愛宕 81	0228 34-2112	
		南方総合支所市民課	〒987-0446 南方町新高石浦 130	0220 58-2111	
		津山総合支所市民課	〒986-0401 津山町柳津字本町 218	0225 68-3113	
	登米市教育委員会 学校教育課学事係	〒987-0602 中田町上沼字西桜場 18	0220 34-2679	0220 34-2504	・就学相談
	登米市市民協働課 地域づくり推進係	〒987-0511 迫町佐沼字中江 2-6-1	0220 22-2173	0220 22-9164	・市民バスの運行案内
	登米市選挙管理委員会	〒987-0511 迫町佐沼字中江 2-6-1	0220 22-2198	0220 22-9164	・郵便等不在者等投票
	登米市国保年金課	〒987-0446 南方町新高石浦 130	0220 58-2166	0220 58-3345	・特定疾病療養費 ・後期高齢者医療 ・障害者医療費助成
	登米市税務課市民税係	〒987-0511 迫町佐沼字中江 2-6-1	0220 22-2163	0220 22-0239	・市民税の控除、 軽自動車税の減免

	問い合わせ先	所在地	電話	F A X	主な相談内容
官公署等	宮城県 石巻保健所登米支所 母子・障害班 疾病対策班 庶務担当	〒987-0511 迫町佐沼字西佐沼150-5	0220 22-6118 22-6119 22-7514	0220 22-9242	・精神障がい者支援に関すること ・指定難病、小児慢性疾病医療費助成 ・県ゆずりあい駐車場利用証の申請
	宮城県東部児童相談所	〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7	0225 95-1121	0225 23-3473	・18歳未満の療育手帳の巡回相談や判定（市町村窓口での要予約） ・子どもの心身障がい、養護、育成相談
	宮城県 保健福祉部障害福祉課	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 （県庁）	022 211-2541	022 211-2597	・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）に関する相談 …など
	宮城県 精神保健福祉センター	〒989-6117 大崎市古川旭5-7-20	0229 23-1658	0229 23-0338	・こころの健康相談 ・精神保健福祉手帳の判定・交付 ・自立支援医療（精神）の判定・交付
	宮城県 リハビリテーション 支援センター	〒981-1217 名取市美田園2-1-4	022 784-3587	022 784-3593	・身体障がい者の相談・判定 ・身体障害者手帳の判定交付 ・知的障がい者の相談判定 ・更生医療の判定 ・療育手帳の発行 ・18歳以上の療育手帳の相談（市町村窓口での要予約） ・補装具の交付修理の専門技術的な判定 ・高次脳機能障がい者支援
	佐沼警察署	〒987-0511 迫町佐沼字中江5-11-5	0220 22-2121	0220 22-2121	・駐車禁止除外指定車標章の申請
	登米警察署	〒987-0702 登米町寺池目子待井265	0220 52-2121	0220 52-2121	
	古川年金事務所	〒989-6195 大崎市古川駅南2-4-2	0229-23-1200 ※音声ガイダンスにつながります。		「1」→年金の請求、相談予約 「2」→国民年金の加入・保険料 「3」→健康保険・厚生年金加入 「4」→健康保険・厚生年金の保険料 「5」→その他
	佐沼税務署	〒987-0511 迫町佐沼字沼向109	0220-22-2501 ※音声ガイダンスにつながります。		・国税に関する相談 「1」→一般的な質問や相談 「2」→面接での相談の事前予約等
	宮城県東部県税事務所 登米地域事務所	〒987-0511 迫町佐沼字西佐沼150-5 （登米合同庁舎）	0220 22-6113	0220 22-8162	・自動車税減免
障がい福祉関係機関	宮城障害者職業センター	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-6-1	022 257-5601	022 257-5675	・就労相談など
	ハローワーク迫 （公共職業安定所）	〒987-0511 迫町佐沼字内町42-10	0220 22-8609	0220 22-9579	・就労相談など

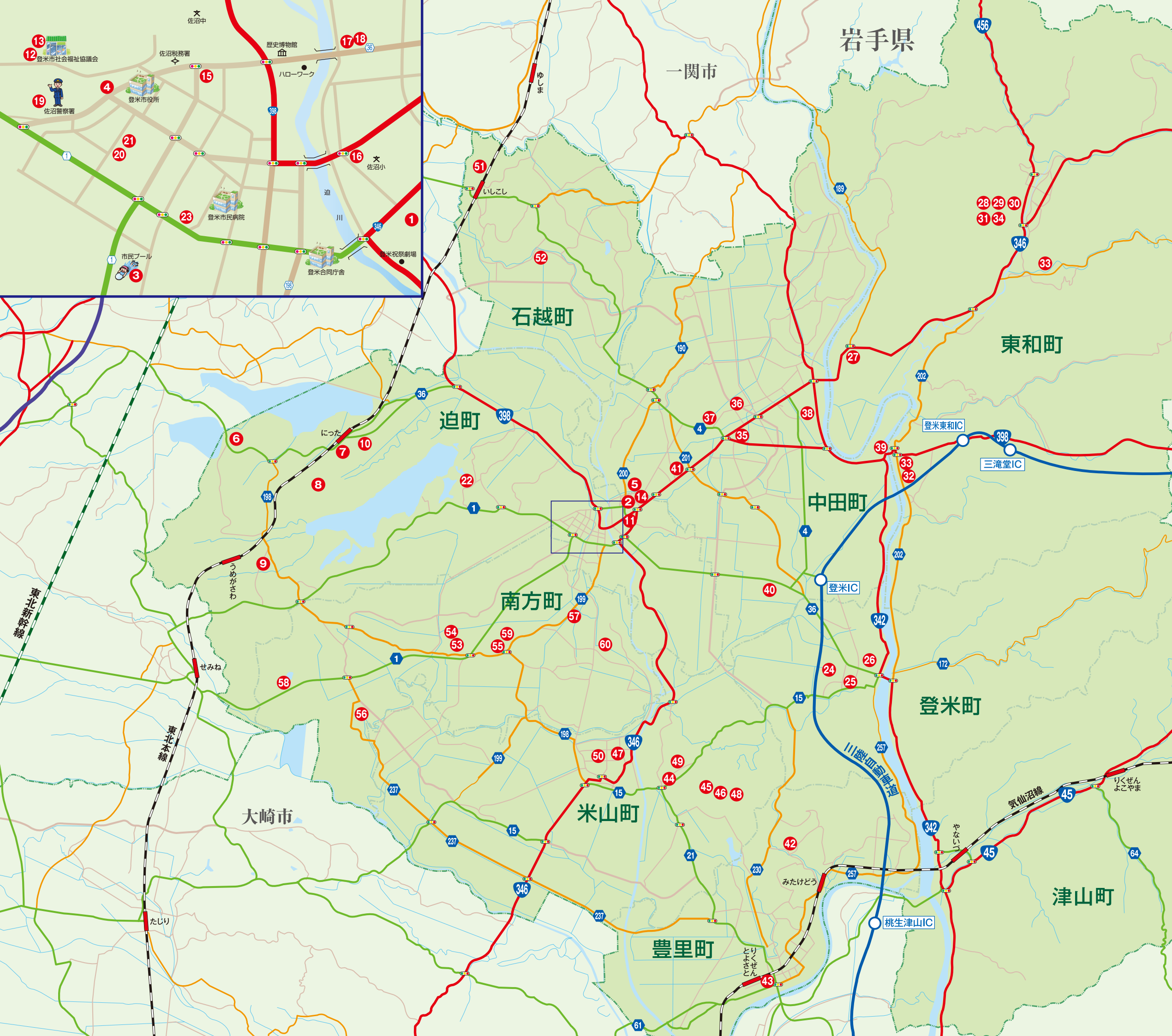
	問い合わせ先	所在地	電話	F A X	主な相談内容
登米市社会福祉協議会（社協）	本部	〒987-0513 迫町北方字大洞45-3	0220 21-6310	0220 21-6320	・ 日常的金銭管理サービス ・ 福祉サービス利用援助 ・ 生活福祉資金貸付など ・ 福祉用具の貸し出し （車イスのみ、短期間） なお、上記のほか支所単位で独自に行なっているサービスもあります。詳しくは本部までお問い合わせください。
	迫支所	〒987-0513 迫町北方字大洞45-3	0220 22-3537	0220 22-2966	
	登米支所	〒987-0702 登米町寺池金谷12-1	0220 52-4889	0220 23-9377	
	東和支所	〒987-0901 東和町米川字六反55-1	0220 45-2139	0220 53-4555	
	中田支所	〒987-0602 中田町上沼字西桜場18	0220 34-2030	0220 34-2526	
	豊里支所	〒987-0361 豊里町新田町50-2	0225 79-1135	0225 79-1136	
	米山支所	〒987-0321 米山町西野字古館廻8	0220 55-2644	0220 55-5612	
	石越支所	〒989-4703 石越町南郷字新石沢前47-3	0228 34-2501	0228 34-3970	
	南方支所	〒987-0401 南方町新高石浦130	0220 58-5303	0220 58-5304	
	津山支所	〒986-0401 津山町柳津字黄牛田高畑36-5	0225 68-2161	0225 68-2180	
	登米市手をつなぐ育成会	〒987-0513 迫町北方字大洞45-3 （社協本部内）	0220 21-6310	0220 21-6320	・ 知的障がい者の地域との交流や社会参加の促進活動等
	登米市障がい者福祉協会	〒987-0513 迫町北方字大洞45-3 （社協本部内）	0220 21-6310	0220 21-6320	・ 障がい者福祉に関する啓発、情報発信、相談等
登米市委託相談支援事業所	（福）恵泉会 恵泉会地域生活支援センター	〒987-0602 中田町上沼字大柳117-2	0220 21-1011	0220 21-1012	・ 障がい福祉サービス利用相談 ・ 一般的な障がいに関する相談 ・ 障がい児（者）の療育相談
	（医）大浦会 地域生活支援センターボレボレ	〒989-4703 石越町南郷字小谷地前1-1 「なごみの里サポートセンター」内	0228 35-5055	0228 35-5066	・ 障がい福祉サービス利用相談 ・ 一般的な障がいに関する相談
指定特定相談支援事業所	（一社）つぐかふえ Spun feelings	〒987-0511 迫町佐沼字錦130-1	090 2986-9825	0220 23-9823	・ 障がい福祉サービス利用相談
	（特非）アンソレイユ 相談支援サービスあゆみ	〒987-0513 迫町北方字大洞118-99	0220 23-7855	0220 23-7505	
	（福）恵泉会 児童サポートセンター バンビ	〒987-0602 中田町上沼字大柳117-2 （多機能サポートセンター こじか内）	0220 34-7351	0220 35-1558	
	（福）恵泉会 はせやま相談支援事業所	〒987-0611 中田町浅水字長谷山352-2	0220 34-7901	0220 34-7902	

	問い合わせ先	所在地	電話	F A X	主な相談内容
指定特定相談支援事業所	(福) 槃特会ふらっと	〒987-0301 米山町字善王寺相ノ田 101-1	0220 55-4040	0220 55-4041	・障がい福祉サービス利用相談
	リーベ (同) ケアプランいろいろ	〒987-0423 南方町堂地218-1	050 8882-5593	050 8882-5593	
	(同) Saro・Con・Te 相談事業所サロコンテ	〒987-0901 東和町米川字町裏60-5	080 7823-2580		
各種団体等	障害者就業・生活 支援センター「ゆい」	〒987-0602 中田町上沼字大柳117-2 (恵泉会地域生活支援セン ター内)	0220 21-1011	0220 21-1012	・障がい者の就労支援 ・障がい者の生活支援 …など
	宮城県視覚障害者 情報センター (アイてらすみやぎ)	〒980-0011 仙台市青葉区上杉6-5-1	022 234-4047	022 219-1642	・点字図書、デジ書図書の作成貸 し出し ・点字訓練 ・視覚障がい者向け情報機器の操作 体験・講習
	国立県営宮城障害者 職業能力開発校	〒981-0911 仙台市青葉区台原5-15-1	022 233-3124	022 233-3125	・職業訓練
	(一社) 宮城県 聴覚障害者協会	〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-6-2	022 293-5531	022 293-5532	・聴覚障がい者の生活、健康、就労 相談 ・手話の学習方法など
	宮城県聴覚障害者情報セ ンター(みみサボみやぎ)	〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目1 ー6 宮城県本町第3分庁舎 1階	022 393-5501	022 393-5502	・情報発信、相談支援 ・つながり作り
	N A S V A 独立行政法人 自動車事故対策機構 仙台主管支所	〒984-0015 仙台市若林区卸町5-8-3 宮城県トラック会館2F	022 204-9902	022 782-1825	・自動車事故による後遺障がい者へ の介護料支給制度 ・自動車事故による被害者のご家族 への育成資金無利子貸付制度
	登米市 自立相談支援センター そ・えーる登米	〒987-0511 迫町佐沼字中江5-1-4	0220 23-8610	0220 23-8665	経済的に困りの方の相談窓口 ・暮らし、仕事 ・借金、家族など ※相談無料
	宮城県 ひきこもり 地域支援センター	〒989-6117 大崎市古川旭5-7-20 (宮城県精神保健福祉セン ター内)	0229 23-0024		・ひきこもり状態にあるご本人やご 家族等への個別相談(電話・来所) 月～金(祝日、年末年始を除く) 9時～12時、13時～16時
	宮城県医療的ケア児等 相談支援センター 「ちるふぁ」	〒981-3213 仙台市泉区南中山3-19-12	022 346-7835		・医療的ケア児等に関する家族、関 係機関等からの相談対応 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:30

メ モ

登米市内の障がい福祉施設（令和8年7月1日現在）

	事業所名	住所	電話番号	法人名	対象	居宅介護	行動援護	重度訪問介護	短期入所	生活介護	生活介護（共生型）	生活介護（基準該当）	施設入所支援	（グループホーム）	自立訓練（生活訓練）	自立訓練（生活訓練）（事業計画）	自立訓練（基準該当）	自立訓練（基準該当）（事業計画）	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	就労移行支援	就労定着支援	就労選択支援	地域移行支援	地域定着支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	計画相談支援	障害児相談支援	日中一時支援	移動支援	訪問入浴	備考	
1	宮城登米広域介護サービス	迫町佐沼字光ヶ丘140-2	0220-23-2345	〈株〉宮城登米広域介護サービス	児 者 身 知 精 難	○																									○	○			
2	セントケアはさま	迫町佐沼字梅ノ木1丁目3-7	0220-22-3191	セントケア宮城〈株〉	児 者 身 知 難	○		○																							○	○	移動支援・訪問入浴は児童も対応		
3	バルめぐみ	迫町佐沼字江合3丁目16-2	0220-22-1102	〈社福〉恵泉会	者 身 知 精 難					○																				○					
4	有限会社はさま看護婦・家政婦紹介所	迫町佐沼字中江二丁目21	0220-22-8064	〈有〉はさま看護婦・家政婦紹介所	児 者 身 知 精 難	○																									○				
5	ふれあい	迫町佐沼字梅ノ木二丁目6-8	0220-23-2702	〈有〉ふれあい	児 者 身 知 精 難	○																													
6	わらいの館四季	迫町新田字井守沢209-30	0220-29-4510	〈特非〉わらいの館四季	児 者 身 知 精						○																			○			生活介護は者のみ		
7	Seed Company	迫町新田字猿ノ欠20-12	0220-29-4510	〈特非〉わらいの館四季	者 身 知 精														○																
8	登米大地	迫町新田字山居38-1	0220-29-4155	〈社福〉はちから福祉会	者 身 知 精 難														○																
9	ラボラレ登米	迫町新田字対馬51-7	0220-29-4311	〈社福〉ふれあいの里	者 身 知 精 難														○	○			○							○					
10	特別養護老人ホーム～Secure～	迫町新田字猿ノ欠20-420	0220-44-4391	〈社福〉ふれあいの里	児 者 身 知 精					○																									
11	ケアホーム カースにしき	迫町佐沼字錦234-1	0220-23-9632	〈社福〉登米市社会福祉協議会	者 身 知 精 難				○					○																					
12	迫デイサービスセンター翠風荘	迫町北方字大洞45-3	0220-22-1022	〈社福〉恵泉会	者 身							○																							
13	特別養護老人ホーム追風園	迫町北方字大洞56-6	0220-22-1020	〈社福〉恵泉会	者 身				○																										
14	アスカ訪問入浴登米	迫町佐沼字梅ノ木二丁目1-9	050-3317-6780	〈株〉ASCare	児 者 身 知 精 難																											○			
15	スタジオぶらす登米	迫町佐沼字中江1丁目6-1	0220-23-7217	〈一社〉りぶらす	者 身 知 精 難							○				○	○																		
16	就労支援センター つなぐ	迫町佐沼字錦130-1	0220-23-9825	〈一社〉つくかふえ	者 身 知 精 難															○	○														
	指定特定・障害児相談支援事業所Spun feelings 登米	迫町佐沼字錦130-1	090-2986-9825	〈一社〉つくかふえ	児 者 身 知 精 難																									○	○				
17	おもちゃ箱とめ	迫町佐沼字八幡1丁目2-8	0220-21-5070	〈同〉i・n・g	児 身 知 精 難																					○	○				○				
18	おもちゃ箱とめ プラス	迫町佐沼字八幡一丁目2-7	0220-23-8312	〈同〉i・n・g	児 身 知 精 難																					○	○				○				
19	あんディ・ファイブ	迫町佐沼字中江5丁目11-8	0220-23-9636	〈有〉ネオビジョン	児 者 身 知 精 難	○		○																											
20	ハレットルーム・スマイル登米	迫町佐沼字中江4丁目12-12	050-8886-3110	リーベ〈同〉	児 身 知 精 難																					○	○				○			日中一時は児のみ	
	ハレット・グランヴィア	迫町佐沼字中江4丁目12-12	050-8884-6560	リーベ〈同〉	者 身 知 精 難						○																				○			日中一時は者のみ	
21	ハレットホーム	迫町佐沼字中江4丁目14-9	050-8883-7479	リーベ〈同〉	児 者 身 知 精 難				○																										
	生活介護 ひだまりポッケ	迫町北方字大洞118-99	0220-23-7855	〈特非〉アンソレイユ	者 身 知 精					○																									
22	多機能型事業所ひだまりポッケ	迫町北方字大洞118-99	0220-23-7855	〈特非〉アンソレイユ	児 者 身 知 精																					○	○				○			日中一時は児者対応	
	相談支援サービスあゆみ	迫町北方字大洞118-99	0220-23-7855	〈特非〉アンソレイユ	児 者 身 知 精																								○	○					
23	運動特化型放課後等デイサービスJump	迫町佐沼中江3丁目5-3	0220-41-9052	〈株〉ぼりりす	児 身 知 精																					○	○				○			日中一時は児のみ	
24	恵泉会ヘルパーステーション	登米町寺池馬場777	0220-22-1103	〈社福〉恵泉会	児 者 身 知 精	○	○	○																								○			
	恵泉会登米デイサービスセンター遠山荘	登米町寺池馬場777	0220-23-9399	〈社福〉恵泉会	者 身 知 精						○																								
25	広域介護サービス登米	登米町寺池桜小路89	0220-53-7201	〈株〉宮城登米広域介護サービス	児 者 身 知 精 難	○																													
	子ども広場にこま～る	登米町寺池桜小路96-3	0220-44-4171	〈社福〉石巻祥心会	児 身 知 精																						○								
26	地域生活支援まるま～る	登米町寺池桜小路96-3	0220-44-4171	〈社福〉石巻祥心会	児 者 身 知 精																											○			
	ショーステイ おとま～る	登米町寺池桜小路96-3	0220-44-4171	〈社福〉石巻祥心会	児 者 身 知 精					○																									
	就労支援事業所 かなみのもり	登米町寺池桜小路96-3	0220-44-4171	〈社福〉石巻祥心会	者 身 知 精															○															
27	広域介護サービス東和	東和町錦織字大町8-1	0220-53-3501	〈株〉宮城登米広域介護サービス	児 者 身 知 精 難	○																													
28	若葉園	東和町米川字町浦120-1	0220-45-2223	〈社福〉恵泉会	者 身 知 精 難															○	○	○	○									○			
29	若生園	東和町米川字西綱木24	0220-45-2224	〈社福〉恵泉会	者 身 知 精 難				○	○		○																					○		
30	さくらワークス	東和町米川字西綱木6-1	0220-45-2280	〈社福〉恵泉会	者 身 知 精 難															○												○			
31	若草園	東和町米川字町裏120-1	0220-53-4611	〈社福〉恵泉会	者 身 知 精 難				○	○		○																					○		
32	東和高齢者福祉施設（デイサービス）	東和町米谷字新総待井2	0220-42-3061	〈社福〉恵泉会	者 身							○																							
33	登米餅源事業所 呼人里	東和町米川字小山下14	0220-23-7581	〈労協〉ワークスコープ	者 身 知 精															○															
34	相談支援事業所サロコンテ	東和町米川字町裏60-5	080-7823-2580	〈同〉Saro・Con・Te	児 者 身 知 精 難																									○	○				
35	ぼんわか	中田町宝江黒沼字十文字211-5	0220-34-8071	〈社福〉恵泉会	者 身							○																							
36	中田デイサービスセンター	中田町上沼字西桜場18	0220-34-2030	〈社福〉登米市社会福祉協議会	者 身 知 精 難							○																							
	恵泉会地域生活支援センター	中田町上沼字大柳117-2	0220-21-1011	〈社福〉恵泉会	児 者 身 知 精 難																				○	○				○	○				
37	多機能サポーターセンターこじか	中田町上沼字大柳117-2	0220-34-7351	〈社福〉恵泉会	児 者 身 知 精 難																					○	○	○				○			
	児童サポーターセンター「ハナビ」	中田町上沼字大柳117-2	0220-34-7351	〈社福〉恵泉会	児 者 身 知 精 難																									○	○				
	レボス	中田町上沼字大柳117-2	0220-34-7351	〈社福〉恵泉会	者 身 知						○																						○		
38	ヘルパーステーション あおぞら	中田町浅水字上川原65-1	0220-34-8313	〈医〉仁泉会	者 身 精 難	○																													
	中田デイサービスセンター菊風荘	中田町浅水字長谷山352-2	0220-34-7224	〈社福〉恵泉会	者 身							○																							
39	恵泉会グループホーム	中田町浅水字長谷山352-2	0220-34-7901	〈社福〉恵泉会	者 身 知 精									○																				市内金20か所	
	はせやま相談支援事業所	中田町浅水字長谷山352-2	0220-34-7901	〈社福〉恵泉会	者 身 知 精 難																									○					
40	みんなの家のぞみ	中田町宝江新井田字新姥沼195-1	0220-23-8030	〈有〉みんなの家	者 身 知 精 難															○															
	みんなの家のなごみ	中田町宝江新井田字新姥沼191	0220-23-9985	〈有〉みんなの家	者 身 知 精 難									○																					
41	ごえん	中田町石森字駒産84-7	0220-23-8605	〈同〉ごえもん	者 知 精														○																
42	豊里デイサービスセンター百楽荘	豊里町美沢153-78	0225-76-5486	〈社福〉恵泉会	者 身						○																								
43	豊里福祉作業所工房なかま	豊里町新町9-9	0225-76-1606	〈社福〉登米市社会福祉協議会	者 身 知 精 難															○												○			
44	グループホームさくらおか	米山町字桜岡大又232-2	0220-55-5160	〈社福〉祭特会	者 知				○					○																				市内金3か所	
45	はんとく苑	米山町字桜岡員待井34-1	0220-55-2727	〈社福〉祭特会	者 知				○	○		○																					○		
46	第三はんとく苑	米山町字桜岡員待井34-3	0220-55-3561	〈社福〉祭特会	者																														



凡 例		
No.	事 業 所 名	
1	宮城登米広域介護サービス	迫
2	セントケアはさま	迫
3	パルめぐみ	迫
4	有限会社はさま看護婦・家政婦紹介所	迫
5	ふれあい	迫
6	わらいの館四季	迫
7	Seed Company	迫
8	登米大地	迫
9	ラボラレ登米	迫
10	特別養護老人ホーム～Secure～	迫
11	ケアホーム カーサにしき	迫
12	迫デイサービスセンター翠風荘	迫
13	特別養護老人ホーム迫風園	迫
14	アスカケア訪問入浴登米	迫
15	スタジオぶらす登米	迫
16	就労支援センター つなぐ	迫
16	指定特定・障害児相談支援事業所Spun feelings登米	迫
17	おもちゃ箱とめ	迫
18	おもちゃ箱とめ プラス	迫
19	あんディ・ファイン	迫
20	パレットルーム・スマイル登米	迫
20	パレット・グランヴィア	迫
21	パレットホーム	迫
21	生活介護 ひだまりポッケ	迫
22	多機能型事業所ひだまりポッケ	迫
22	相談支援サービスあゆみ	迫
23	運動特化型放課後等デイサービスJump	迫
24	恵泉会ヘルパーステーション	登米
24	恵泉会登米デイサービスセンター遠山荘	登米
25	広域介護サービス登米	登米
25	子ども広場にこま～る	登米
26	地域生活支援まるま～る	登米
26	ショートステイ おとま～る	登米
26	就労支援事業所 かなみのもり	登米
27	広域介護サービス東和	東和
28	若葉園	東和
29	若生園	東和
30	さくらワークス	東和
31	若草園	東和
32	東和高齢者福祉施設（デイサービス）	東和
33	登米歸淵事業所 呼人里	東和
34	相談支援事業所サロコンテ	東和
35	ほんわか	中田
36	中田デイサービスセンター	中田
36	恵泉会地域生活支援センター	中田
37	多機能サポートセンターこじか	中田
37	児童サポートセンター「パンピ」	中田
37	レボス	中田
38	ヘルパーステーション あおぞら	中田
38	中田デイサービスセンター菊風荘	中田
39	恵泉会グループホーム	中田
39	はせやま相談支援事業所	中田
40	みんなの家のぞみ	中田
40	みんなの家のなごみ	中田
41	ごえん	中田
42	豊里デイサービスセンター百楽荘	豊里
43	豊里福祉作業所工房なかま	豊里
44	グループホームさくらおか	米山
45	はんとく苑	米山
46	第三はんとく苑	米山
47	心りっぶる登米事業所	米山
48	ふらっと	米山
48	第二はんとく苑	米山
49	さーらの樹指定短期入所事業所	米山
50	米山デイサービスセンター	米山
50	米山訪問介護事業所	米山
51	すけっとホーム	石越
51	すてっぴ	石越
51	地域生活支援センター「ボレボレ」	石越
52	石越デイサービスセンター	石越
53	特別養護老人ホーム南風園	南方
54	南方デイサービスセンター南寿荘	南方
55	南方福祉作業所あやめ園	南方
56	どんぐりの家	南方
57	しいたけランド	南方
58	ドリーム農園	南方
59	放課後等デイサービスひだまりポッケ	南方
60	パレットルーム・ひがしごう	南方
60	ケアプランいろどり	南方

